

(写)

小議発第71号

平成26年8月25日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠原 ひろし

平成26年第3回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- | | |
|---------|--|
| 認 第 1 号 | 平成25年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認 第 2 号 | 平成25年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| 認 第 3 号 | 平成25年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて |
| 認 第 4 号 | 平成25年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて |
| 認 第 5 号 | 平成25年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について |
| 報告第6号 | 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 議案第46号 | 平成26年度小金井市一般会計補正予算 (第3回) |
| 議案第47号 | 平成26年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算 (第4回) |
| 議案第48号 | 平成26年度小金井市介護保険特別会計補正予算 (第2回) |

議案第49号	平成26年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
議案第50号	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第51号	小金井市市税条例等の一部を改正する条例
議案第52号	小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第53号	市道路線の認定について
議案第54号	市道路線の認定について
議案第55号	市道路線の変更について
議案第56号	小金井市民交流センターの指定管理者の指定について
その他	工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

平成26年5月22日(木)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について

ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について

エ 第205回東京都都市計画審議会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 各市提出議案について

2 全国市議会議長会第90回定期総会について

平成26年5月28日(水)日比谷公会堂において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞、続いて、表彰式に入り永年在職議員の表彰が行われた。

その後、議事に入り、次の報告を承認し、議案を決定した。

(1) 報 告

ア 一般事務及び会計報告

イ 各委員会報告

(2) 議 案

ア 部会提出議案 25件

イ 会長提出議案 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議
地方税財源の充実確保に関する決議

※ 本市議会篠原議長が、平成26年度部会推薦役員として関東部会から地方財政委員会委員に就任することとなり、定期総会終了後、各委員会合同会議に出席した。

3 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会について

平成26年5月29日(木)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の議案を承認又は決定し、報告事項について説明がなされた。

(1) 議 案

ア 平成25年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告

イ 平成25年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算

ウ 平成26年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算(案)

(2) 報告事項

ア 平成26年度東京消防庁主要事業について

4 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

平成26年5月30日(金)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、協議事項について認定又は決定した。

(1) 報告

ア 会務報告

イ 委員会報告

(2) 協議事項

ア 平成25年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について

イ 平成26年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算(案)について

ウ 役員を選任について

- ・ 会長 三鷹市
- ・ 副会長 青梅市、東久留米市、檜原村
- ・ 監事 武蔵野市、日の出町
- ・ 理事 各市町村議会議長
- ・ 第1委員会
委員長 国立市
副委員長 武蔵野市、福生市、檜原村
- ・ 第2委員会
委員長 小平市
副委員長 羽村市、稲城市、清瀬市
- ・ 第3委員会
委員長 あきる野市
副委員長 奥多摩町、武蔵野市、東久留米市

エ 総会決議(案)について

5 東京都市議会議長会定例総会について

平成26年8月11日(月)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第195回理事会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について

エ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会第3回理事会の会議結果について

オ 平成26年度日中友好交流事業について

カ 公益財団法人東京都区市町村振興協会定時評議員会の会議結果について

キ 北方領土の返還を求める都民会議第1回理事会及び通常総会の会議結果につ

いて

- ク 東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について
- ケ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について
- コ 全国市議会議長会第196回理事会の会議結果について
- サ 全国市議会議長会第150回社会文教委員会の会議結果について
- シ 全国市議会議長会第134回地方財政委員会の会議結果について
- ス 全国市議会議長会第150回建設運輸委員会の会議結果について
- セ 全国市議会議長会第138回地方行政委員会の会議結果について

(2) 協議事項

- ア 都県提出議案について

6 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会

- ア 目的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に道路建設事業について要請を行うための会議に出席するため
- イ 期 日 平成26年7月22日(火)
- ウ 場 所 東京自治会館
- エ 議 員 中山克己議員

(2) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会

- ア 目的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都に下水道事業について要請を行うための会議に出席するため
- イ 期 日 平成26年8月1日(金)
- ウ 場 所 東京自治会館
- エ 議 員 田頭祐子議員

(3) 小金井市議会基本条例策定代表者会議作業部会

- ア 目的 議会基本条例策定に向けた協議を行うため
- イ 期 日 平成26年6月10日(火)、7月3日(木)、8月1日(金)、8月27日(水)
- ウ 場 所 小金井市役所
- エ 議 員 湯沢綾子議員、岸田正義議員、片山薫議員、林倫子議員、小林正樹議員、百瀬和浩議員、水上洋志議員、五十嵐京子議員

(4) 小金井市議会基本条例策定代表者会議作業部会

- ア 目的 議会基本条例策定に向けた協議を行うため
- イ 期 日 平成26年6月23日(月)
- ウ 場 所 小金井市役所
- エ 議 員 中山克己議員、鈴木成夫議員、白井亨議員、田頭祐子議員、遠藤百合子議員、渡辺ふき子議員、斎藤康夫議員、紀由紀子議員、板倉真也議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院組合議会

選出議員 小林正樹議員 関根優司議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成26年5月10日から平成26年8月11日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成26年7月14日（月） 平成26年第1回臨時会

2 会議の概要

平成26年7月14日（月） 平成26年第1回臨時会

行政報告3件、議案6件及び議員提案議案2件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 平成25年度 公立昭和病院取扱患者実績について
- 2 平成25年度 昭和病院組合病院事業会計収支概況について
- 3 昭和病院組合規約の全部改正許可等について

以上3件については、了承した。

(2) 議案

議案第7号 昭和病院組合を昭和病院企業団にすることに伴い関係条例を整理する条例

議案第8号 昭和病院組合管理者の給与等に関する条例の全部を改正する条例

議案第9号 昭和病院組合議会議員並びに非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例

議案第10号 昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

議案第11号 昭和病院組合を昭和病院企業団にすることに伴い昭和病院組合組織条例等を廃止する条例

議案第12号 平成26年度昭和病院組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上6件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(3) 議員提案議案

議員提案議案第1号 昭和病院組合議会を昭和病院企業団議会にすることに伴い関係条例を整理する条例

議員提案議案第2号 昭和病院組合議会を昭和病院企業団議会にすることに伴い関係規則を整理する規則

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

認第1号

平成25年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

認第2号

平成25年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

認第3号

平成25年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

認第4号

平成25年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

認第5号

平成25年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

報告第6号

平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.1	48.0
(12.42)	(17.42)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

平成 25 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132101	東京都	小金井市	— ※△5.86	— ※△5.82	4.1	48.0

※黒字の程度を負の数値で表記しました。

標準財政規模 (千円)		早期健全化基準	12.42	17.42	25.0	350.0
うち臨時財政対策債 発行可能額						
20,833,427	693,989	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額です。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{20,833,427 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{20,833,427 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
一般会計(1)	39,253,043	38,025,564	1,227,479	6,615	1,220,864

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(③-④)
下水道事業特別会計(2)	1,353,376	1,331,910	21,466	0	21,466

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
国民健康保険特別会計	10,085,551	10,217,059	△131,508	0	△131,508
介護保険特別会計	6,674,010	6,580,546	93,464	0	93,464
後期高齢者医療特別会計	2,210,590	2,200,341	10,249	0	10,249
合計(3)	18,970,151	18,997,946	△27,795	0	△27,795

連結合計(1)+(2)+(3)	1,214,535
-----------------	-----------

(3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公債費充当一般財源等額 A	1,959,744	2,021,852	2,030,730
公債費（一般会計等）	2,809,812	2,890,545	2,930,739
特定財源			
都市計画税	△850,068	△868,693	△900,009
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	141,613	127,152	116,651
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	89,613	82,504	54,519
東京たま広域資源循環組合負担金	82,766	75,490	49,249
昭和病院組合分担金	6,847	7,014	5,270
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	462,266	84,551	56,435
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	15,750	15,750	15,750
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）	446,516	68,801	40,685
一時借入金の利子 E	551	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	2,653,787	2,316,059	2,258,335

○ 分母

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
標準財政規模	20,578,329	20,726,369	20,833,427
標準税収入額等	19,583,110	19,964,677	19,908,443
普通交付税	103,287	127,804	230,995
臨時財政対策債発行可能額	891,932	633,888	693,989
分母 合計 ②	20,578,329	20,726,369	20,833,427

○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,336,758	1,391,668	1,469,804
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	87,027	71,931	58,639
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	91,878	84,386	81,059
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るもの)	47,137	48,162	42,509
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	7,184	7,679	7,563
控除 合計 ③	1,569,984	1,603,826	1,659,574

(単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実質公債費比率(単年度) (①-③) / (②-③)	5.70172	3.72457	3.12280
実質公債費比率(3年平均)	5.7	5.1	4.1

※小数点第2位以下切り捨て

(4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	30,480,765
債務負担行為に基づく支出予定額 B	2,020,644
依頼土地の買い戻しに係るもの(土地開発公社)	2,004,894
その他(特別養護老人ホーム施設建設費補助金)	15,750
公営企業債(下水道)の償還に充てる繰入金見込額 C	1,256,110
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	330,654
東京たま広域資源循環組合負担金	255,744
昭和病院組合分担金	74,910
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	3,902,572
合 計 ① (A+B+C+D+E)	37,990,745

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	4,223,890
充当可能特定歳入見込額 B	8,701,920
都市計画税	8,701,920
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	15,857,838
合 計 ② (A+B+C)	28,783,648

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	20,833,427
うち普通交付税	230,995
うち臨時財政対策債発行可能額	693,989
合 計 ③ (A)	20,833,427

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	1,659,574
合 計 ④ (A)	1,659,574

分子 (①-②)	9,207,097 千円	=	将来負担比率	48.0%
分母 (③-④)	19,173,853 千円			

※小数点第2位以下切り捨て

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— ※△1.7	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記しました。

資金不足額

事業の規模

=

なし

1,280,724 千円

平成24年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	— (11.25)	— (16.25)	0.5	12.9	—
立川市	— (11.53)	— (16.53)	2.8	—	—
武蔵野市	— (11.53)	— (16.53)	△1.9	—	—
三鷹市	— (11.60)	— (16.60)	3.9	41.5	—
青梅市	— (12.02)	— (17.02)	3.7	16.8	—
府中市	— (11.27)	— (16.27)	6.2	—	—
昭島市	— (12.43)	— (17.43)	1.3	8.9	—
調布市	— (11.40)	— (16.40)	2.1	8.4	—
町田市	— (11.25)	— (16.25)	△1.8	—	—
小金井市	— (12.43)	— (17.43)	5.1	53.5	—
小平市	— (11.68)	— (16.68)	3.2	—	—
日野市	— (11.70)	— (16.70)	1.1	35.2	—
東村山市	— (11.94)	— (16.94)	4.1	32.4	—
国分寺市	— (12.25)	— (17.25)	4.2	19.2	—
国立市	— (12.77)	— (17.77)	3.1	8.2	—
福生市	— (13.10)	— (18.10)	1.5	—	—
狛江市	— (12.84)	— (17.84)	5.5	54.6	—
東大和市	— (12.72)	— (17.72)	1.6	—	—
清瀬市	— (12.80)	— (17.80)	5.3	53.0	—
東久留米市	— (12.37)	— (17.37)	4.6	28.8	—
武蔵村山市	— (12.90)	— (17.90)	2.0	—	—
多摩市	— (11.88)	— (16.88)	0.0	—	—
稲城市	— (12.67)	— (17.67)	1.5	14.1	—
羽村市	— (13.15)	— (18.15)	4.0	—	—
あきる野市	— (12.70)	— (17.70)	7.0	64.7	—
西東京市	— (11.49)	— (16.49)	0.6	20.5	—
26市平均	—	—	2.1	4.1	—

【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「—」と表記している。
- 2 ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。
- 3 平均値は加重平均である。

議案第46号

平成26年度

小金井市

一般会計補正予算

(第3回)

平成26年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

平成26年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ763,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,594,302千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年9月1日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		19,779,074	357,036	20,136,110
	1 市 民 税	10,433,515	357,036	10,790,551
8 地方特例交付金		62,000	△581	61,419
	1 地方特例交付金	62,000	△581	61,419
9 地方交付税		240,000	△152,105	87,895
	1 地方交付税	240,000	△152,105	87,895
13 国庫支出金		5,252,512	25,275	5,277,787
	2 国庫補助金	1,000,232	25,275	1,025,507
14 都支出金		5,070,398	57,704	5,128,102
	2 都補助金	3,013,569	54,804	3,068,373
	3 委託金	717,943	2,900	720,843
15 財産収入		14,996	59	15,055
	1 財産運用収入	2,268	59	2,327
16 寄附金		19,459	13	19,472
	1 寄附金	19,459	13	19,472
17 繰入金		581,853	4,739	586,592
	2 特別会計繰入金	0	4,739	4,739
18 繰越金		360,000	860,863	1,220,863
	1 繰越金	360,000	860,863	1,220,863
19 諸収入		227,343	10,308	237,651
	5 雑入	186,611	10,308	196,919
20 市債		918,200	△400,000	518,200
	1 市債	918,200	△400,000	518,200
歳 入 合 計		35,830,991	763,311	36,594,302

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,402,541	千円 431,419	千円 3,833,960
	1 総 務 管 理 費	2,654,721	431,389	3,086,110
	2 徴 税 費	471,746	30	471,776
3 民 生 費		16,330,635	52,067	16,382,702
	1 社 会 福 祉 費	6,669,596	29,301	6,698,897
	2 児 童 福 祉 費	6,460,603	22,766	6,483,369
4 衛 生 費		3,688,304	241,032	3,929,336
	1 保 健 衛 生 費	914,020	40,928	954,948
	2 清 掃 費	2,774,284	200,104	2,974,388
6 農 林 水 産 業 費		43,386	6,919	50,305
	1 農 業 費	43,386	6,919	50,305
8 土 木 費		3,314,356	6,396	3,320,752
	1 土 木 管 理 費	185,285	308	185,593
	4 都 市 計 画 費	2,218,389	6,088	2,224,477
9 消 防 費		1,562,867	1,983	1,564,850
	1 消 防 費	1,562,867	1,983	1,564,850
10 教 育 費		3,697,302	19,018	3,716,320
	1 教 育 総 務 費	981,199	2,900	984,099
	2 小 学 校 費	929,537	1,045	930,582
	3 中 学 校 費	665,917	715	666,632
	4 社 会 教 育 費	789,551	14,358	803,909
13 予 備 費		54,898	4,477	59,375
	1 予 備 費	54,898	4,477	59,375
歳 出 合 計		35,830,991	763,311	36,594,302

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
親子遊びひろば等運営委託料	平成26年度 ～平成27年度	23,105千円
ファミリー・サポート・センター運営委託料	平成26年度 ～平成27年度	9,590千円
学童保育所運営委託料	平成26年度 ～平成27年度	129,000千円

第3表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
9	臨時財政対策債	千円 590,000	千円 190,000	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
合計		918,200	518,200	

議案第46号資料1

平成26年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1市	税	19,779,074	357,036	20,136,110
	1市民税	10,433,515	357,036	10,790,551
8地方特例交付金		62,000	△581	61,419
	1地方特例交付金	62,000	△581	61,419
9地方交付税		240,000	△152,105	87,895
	1地方交付税	240,000	△152,105	87,895
13国庫支出金		5,252,512	25,275	5,277,787
	2国庫補助金	1,000,232	25,275	1,025,507
14都支出金		5,070,398	57,704	5,128,102
	2都補助金	3,013,569	54,804	3,068,373
	3委託金	717,943	2,900	720,843
15財産収入		14,996	59	15,055
	1財産運用収入	2,268	59	2,327
16寄附金		19,459	13	19,472
	1寄附金	19,459	13	19,472
17繰入金		581,853	4,739	586,592
	2特別会計繰入金	0	4,739	4,739
18繰越金		360,000	860,863	1,220,863
	1繰越金	360,000	860,863	1,220,863
19諸収入		227,343	10,308	237,651
	5雑入	186,611	10,308	196,919
20市債		918,200	△400,000	518,200
	1市債	918,200	△400,000	518,200
歳入合計		35,830,991	763,311	36,594,302

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,402,541	千円 431,419	千円 3,833,960
	1 総 務 管 理 費	2,654,721	431,389	3,086,110
	2 徴 税 費	471,746	30	471,776
3 民 生 費		16,330,635	52,067	16,382,702
	1 社 会 福 祉 費	6,669,596	29,301	6,698,897
	2 児 童 福 祉 費	6,460,603	22,766	6,483,369
4 衛 生 費		3,688,304	241,032	3,929,336
	1 保 健 衛 生 費	914,020	40,928	954,948
	2 清 掃 費	2,774,284	200,104	2,974,388
6 農 林 水 産 業 費		43,386	6,919	50,305
	1 農 業 費	43,386	6,919	50,305
8 土 木 費		3,314,356	6,396	3,320,752
	1 土 木 管 理 費	185,285	308	185,593
	4 都 市 計 画 費	2,218,389	6,088	2,224,477
9 消 防 費		1,562,867	1,983	1,564,850
	1 消 防 費	1,562,867	1,983	1,564,850
10 教 育 費		3,697,302	19,018	3,716,320
	1 教 育 総 務 費	981,199	2,900	984,099
	2 小 学 校 費	929,537	1,045	930,582
	3 中 学 校 費	665,917	715	666,632
	4 社 会 教 育 費	789,551	14,358	803,909
13 予 備 費		54,898	4,477	59,375
	1 予 備 費	54,898	4,477	59,375
歳 出 合 計		35,830,991	763,311	36,594,302

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
19,902		31	411,486
19,902		31	411,456
			30
44,224		28	7,815
29,256		28	17
14,968			7,798
2,894			238,138
2,894			38,034
			200,104
5,458			1,461
5,458			1,461
5,618		321	457
		308	
5,618		13	457
1,983			
1,983			
2,900		10,000	6,118
2,900			
			1,045
			715
		10,000	4,358
			4,477
			4,477
82,979		10,380	669,952

※一般財源には、臨時財政対策債 △400,000千円を含む。

2 歳入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 個 人	千円 9,843,892	千円 357,036	千円 10,200,928	1 現年課税分	千円 357,036

款 8 地方特例交付金

項 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方特例交付金	千円 62,000	△ 千円 581	千円 61,419	1 地方特例交付金	△ 千円 581

款 9 地方交付税

項 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 240,000	△ 千円 152,105	千円 87,895	1 地方交付税	△ 千円 152,105

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫補助金	千円 530,823	千円 879	千円 531,702	2 児童福祉費補助金	千円 879
2 衛生費国庫補助金	3,819	2,894	6,713	1 保健衛生費補助金	2,894
3 土木費国庫補助金	399,441	2,149	401,590	1 都市計画費補助金	2,149

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	357,036

説	明	千円
1 地方特例交付金 (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)	(財政課) △	581

説	明	千円
1 普通交付税 (地方交付税法)	(財政課) △	152,105

説	明	千円
6 保育緊急確保事業費補助金 (保育緊急確保事業費補助金交付要綱)	(子育て支援課)	879
1 疾病予防対策事業費等補助金 (感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱)	(健康課)	2,894
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	(まちづくり推進)	2,149

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
5 総務費国庫補助金	千円 0	千円 19,353	千円 19,353	1 総務管理費補助金	千円 19,353

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 1,576,325	千円 43,894	千円 1,620,219	1 社会福祉費補助金	千円 29,805
				2 児童福祉費補助金	14,089
5 農林水産業費都補助金	9,202	5,458	14,660	1 農業費補助金	5,458
7 土木費都補助金	199,314	3,469	202,783	2 都市計画費補助金	3,469
9 消防費都補助金	0	1,983	1,983	1 消防費補助金	1,983

説	明	千円
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱)	(情報システム課)	19,353

説	明	千円
16 施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金 (東京都施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金交付要綱)	(介護福祉課)	13,596
17 認知症早期発見・早期診断推進事業補助金 (機能強化型地域包括支援センター設置促進事業補助金交付要綱)	(介護福祉課)	7,000
18 機能強化型地域包括支援センター設置促進事業補助金 (機能強化型地域包括支援センター設置促進事業補助金交付要綱)	(介護福祉課)	5,828
19 地域包括支援センター等介護予防機能強化推進事業補助金 (地域包括支援センター等における介護予防機能強化推進事業補助金交付要綱)	(介護福祉課)	3,381
11 待機児解消区市町村支援事業補助金 (待機児童解消区市町村支援事業補助要綱)	(保育課)	4,696
21 保育所緊急整備事業補助金 (保育所緊急整備事業補助要綱)	(保育課)	9,393
3 都市農業経営パワーアップ事業補助金 (東京都都市農業経営パワーアップ事業補助金交付要綱)	(経済課)	837
5 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 (東京都被災農業者向け経営育成支援事業実施要綱)	(経済課)	3,649
6 農地台帳システム整備事業補助金 (東京都農業構造改革支援事業実施要綱)	(農業委員会事務)	972
4 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱)	(まちづくり推進)	3,469
1 市町村消防団資機材整備費補助金 (市町村消防団資機材整備費補助金交付要綱)	(地域安全課)	1,983

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
5 教育費委託金	千円 4,773	千円 2,900	千円 7,673	1 教育費委託金	千円 2,900

款 15 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 利子及び配当金	千円 505	千円 59	千円 564	1 利子及び配当金	千円 59

款 16 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 土木費寄附金	千円 4,106	千円 13	千円 4,119	2 緑化事業寄附金	千円 13

説	明	千円
4 <u>オリンピック教育推進校事業委託金</u> (オリンピック教育推進校設置要項、オリンピック教育推進校事業費支払基準)	(指 導 室)	2,000
5 <u>言語能力向上拠点校事業委託金</u> (言語能力向上推進事業実施要項、言語能力向上拠点校事業費支払基準)	(指 導 室)	500
6 <u>理数フロンティア校事業委託金</u> (理数フロンティア校(小・中学校)設置要項、理数フロンティア校(小・中学校)設置細目)	(指 導 室)	400

説	明	千円
1 <u>財政調整基金利子</u>	(財 政 課)	17
3 <u>庁舎建設基金利子</u>	(管 財 課)	14
4 <u>地域福祉基金利子</u>	(地 域 福 祉 課)	28

説	明	千円
1 <u>緑化事業寄附金</u>	(環 境 政 策 課)	13

款 17 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 0	千円 4,739	千円 4,739	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 4,739

款 18 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 360,000	千円 860,863	千円 1,220,863	1 前年度繰越金	千円 860,863

款 19 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
6 雑入	千円 174,869	千円 10,308	千円 185,177	1 雑入	千円 10,308

款 20 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 臨時財政対策債	千円 590,000	千円 △ 400,000	千円 190,000	1 臨時財政対策債	千円 △ 400,000

説	明	千円
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財 政 課)	4,739

説	明	千円
1 前年度繰越金	(財 政 課)	860,863

説	明	千円
71 市道事故に係る賠償責任保険金	(道 路 管 理 課)	308
72 自治総合センターコミュニティ助成金	(公 民 館)	10,000

説	明	千円
1 臨時財政対策債	(財 政 課) △	400,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,419,476	0	1,419,476	549		
2 文書管理費	407,661	11,358	419,019	19,353		
				19,353		
11 財政調整基金費	274	420,017	420,291			17
						17
13 庁舎建設基金費	117	14	131			14
						14

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 549			
△ 7,995			
△ 7,995	13 委託料	11,358	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 11,358
			13 委託料 (11,358)
			基幹系システム修正委託料 (庁内情報連携 基盤整備分) 11,358
420,000			
420,000	25 積立金	420,017	1 財政調整基金積立金 (財政課) 420,017
			25 積立金 (420,017)
			財政調整基金積立金 (積立元金) 420,000
			財政調整基金積立金 (積立利子) 17
	25 積立金	14	1 庁舎建設基金積立金 (管財課) 14
			25 積立金 (14)
			庁舎建設基金積立金 (積立利子) 14

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 徴 収 費	58,436	30	58,466			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
30			
30	11 需用費 1 消耗品費	30 30	1 収納事務に要する経費 (納 税 課) 30
			11 需用費 (30) 消耗品費 30

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	778,152	31	778,183	75		
4 高齢者福祉費	502,398	29,181	531,579	29,181		
				13,596		
				5,204		
				7,000		
				3,381		
9 介護保険事業費	1,159,217	61	1,159,278			
10 地域福祉基金費	12,979	28	13,007			28
						28

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△	44		
	31	23 償還金利子及び割引料	31 30 返還金・還付金 (自立生活支援課) 31 (2) 自立生活支援課関係経費 31 23 償還金利子及び割引料 (31) 平成25年度特別障害者手当等国庫負担金返還金 31
		1 報酬	32 地域密着型サービス拠点等施設整備に要する経費 (介護福祉課) 13,596
		11 需用費 1 消耗品費	19 負担金補助及び交付金 (13,596) 認知症高齢者グループホーム等施設開設準備経費補助金 13,596
		13 委託料	33 機能強化型地域包括支援センター設置促進事業に要する経費 (介護福祉課) 5,204
		19 負担金補助及び交付金	1 報 酬 (4,182) 機能強化型地域包括支援センター非常勤嘱託職員報酬 4,182 11 需 用 費 (50) 消 耗 品 費 50 13 委 託 料 (972) 機能強化型地域包括支援センター設置促進事業委託料 972
			34 認知症早期発見・早期診断推進事業に要する経費 (介護福祉課) 7,000
			13 委 託 料 (7,000) 認知症早期発見・早期診断推進事業委託料 7,000
			35 介護予防機能強化推進事業に要する経費 (介護福祉課) 3,381
			13 委 託 料 (3,381) 介護予防機能強化推進事業委託料 3,381
61			
	61	28 繰出金	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課) 61 28 繰 出 金 (61) 職員給与費等繰出金 61
		25 積立金	1 地域福祉基金積立金 (地 域 福 祉 課) 28 25 積 立 金 (28) 地域福祉基金積立金 (積立利子) 28

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	3,580,580	21,745	3,602,325	14,968		
				14,089		
				879		
6 母子福祉費	37,055	1,021	38,076			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
6,777				
2,349	1 報酬	5,256	8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課)	16,438
	19 負担金補助及び交付金	16,438	19 負担金補助及び交付金 (16,438) 民間保育所改修費等補助金 16,438	
1,886	23 償還金利子及び割引料	51	11 保育所入所事務等に要する経費 (保 育 課)	2,765
			1 報 酬 (2,765) 保育所等入所相談支援員非常勤嘱託職員報酬 2,765	
2,491			13 子ども家庭支援センター運営に要する経費 (子 育 て 支 援 課)	2,491
			1 報 酬 (2,491) 子ども家庭支援センター業務非常勤嘱託職員報酬 2,491	
51			23 返還金・還付金 (保 育 課)	51
			(1) 保育課関係経費 51 23 償還金利子及び割引料 (51) 平成25年度認定こども園運営費等都補助金返還金 51	
1,021				
1,021	23 償還金利子及び割引料	1,021	7 返還金・還付金 (子 育 て 支 援 課)	1,021
			(1) 子育て支援課関係経費 1,021 23 償還金利子及び割引料 (1,021) 平成25年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金 183 平成25年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金 838	

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	646,668	25,180	671,848	2,894		
				1,845		
				1,049		
3 予防接種費	220,943	15,748	236,691			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
22,286			
7,883	11 需用費 5 印刷製本費 14 医薬材料費	347 257 90	16 子宮がん検診に要する経費 (健康課) 9,728
	12 役務費 1 郵便料	1,562 1,562	11 需用費 (290) 印刷製本費 200 医薬材料費 90 12 役務費 (825) 郵便料 825 13 委託料 (8,613) 子宮がん検診委託料 1,672 子宮がん検診委託料(検体採取) 5,199 子宮がん検診委託料(検体採取)(国分寺市医師会) 939 クーポン券作成委託料 803
12,027	13 委託料	23,271	17 乳がん検診に要する経費 (健康課) 13,076
			11 需用費 (57) 印刷製本費 57 12 役務費 (737) 郵便料 737 13 委託料 (12,282) 乳がん検診委託料(集団) 1,436 乳がん検診委託料(個別)その2 719 乳がん検診委託料(個別)その3 6,896 乳がん検診委託料(個別)その4 2,538 クーポン券作成委託料 693
2,376			19 大腸がん検診に要する経費 (健康課) 2,376
			13 委託料 (2,376) 大腸がん検診委託料 2,376
15,748			
3,829	11 需用費 1 消耗品費 5 印刷製本費	398 25 373	8 肺炎球菌ワクチン接種に要する経費 (健康課) 3,829
	12 役務費 1 郵便料	302 302	11 需用費 (169) 消耗品費 9 印刷製本費 160 12 役務費 (5) 郵便料 5 13 委託料 (3,655) 肺炎球菌ワクチン個別接種委託料 3,655
11,919	13 委託料	15,048	14 水痘ワクチン接種に要する経費 (健康課) 11,919
			11 需用費 (229) 消耗品費 16 印刷製本費 213 12 役務費 (297) 郵便料 297 13 委託料 (11,393)

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
3 予防接種費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			水痘ワクチン個別接種委託料 11,124
			水痘ワクチン個別接種委託料 (多摩療育園) 24
			水痘ワクチン個別接種委託料 (府中市医師会) 245

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,262,116	104	2,262,220			
4 環境基金費	200,482	200,000	400,482			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
104			
104	13 委託料	104	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) 104
			13 委託料 (104) 不燃物搬出運搬委託料 104
200,000			
200,000	25 積立金	200,000	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 200,000
			25 積立金 (200,000) 環境基金積立金 (積立元金) 200,000

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 農業委員会費	12,647	972	13,619	972		
				972		
3 農業振興費	21,314	5,947	27,261	4,486		
				4,486		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	972	1 農業委員会に要する経費 (農業委員会事務) 972
			13 委託料 (972) 農地等情報管理システム修正委託料 972
1,461			
1,461	19 負担金補助及び交付金	5,947	1 農業振興対策に要する経費 (経 済 課) 5,947
			19 負担金補助及び交付金 (5,947) 都市農業経営パワーアップ事業補助金 1,255 被災農業者経営体育成支援事業補助金 4,692

款 8 土 木 費

項 1 土 木 管 理 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	185,285	308	185,593			308
						308

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	22 補償補填及び賠償金	308	2 土木一般管理に要する経費 () 308
			(2) 道路管理課関係経費 308
			22 補償補填及び賠償金 (308)
			道路等事故賠償金 308

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	374,300	6,075	380,375	5,618		
				5,618		
7 みどりと公園基金 費	29	13	42			13
						13

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
457			
193	1 報酬	151	2 都市計画審議会に要する経費 (都市計画課) 193
	13 委託料	42	1 報 酬 (151) 都市計画審議会委員報酬 151
	19 負担金補助及び交付金	5,882	13 委 託 料 (42) 都市計画審議会会議録作成委託料 42
264			11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費 (まちづくり推進) 5,882
			19 負担金補助及び交付金 (5,882) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金 4,566 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金 1,316
	25 積立金	13	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 13
			25 積立金 (13) みどりと公園基金積立金 (積立元金) 13

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	79,123	1,983	81,106	1,983		
				1,983		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	11 需用費 1 消耗品費	1,983 1,983	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) 1,983
			11 需用費 (1,983) 消耗品費 1,983

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	162,408	2,900	165,308	2,900		
				2,900		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	8 報償費	730	20 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 2,900
	11 需用費	2,155	
	1 消耗品費	2,155	8 報 償 費 (730)
	12 役務費	15	オリンピック教育推進校講師等謝礼 325
	1 郵便料	15	言語能力向上拠点校事業講師等謝礼 225
			理教フロンティア校講師等謝礼 180
			11 需 用 費 (2,155)
			消 耗 品 費 2,155
			12 役 務 費 (15)
			郵 便 料 15

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	475,327	277	475,604			
2 教育振興費	97,558	768	98,326			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
277				
277	11 需用費	122	2 学校運営に要する経費 ()	277
	1 消耗品費	20		
	11 修繕料	102	(2) 学務課関係経費	277
	12 役務費	7	11 需用費 ()	122
	1 郵便料	7	消耗品費	20
			修繕料	102
	18 備品購入費	148	12 役務費 ()	7
			郵便料	7
			18 備品購入費 ()	148
			学校管理備品	148
768				
768	11 需用費	435	1 教育振興に要する経費 (学 務 課)	768
	1 消耗品費	435		
	18 備品購入費	333	11 需用費 ()	435
			消耗品費	435
			18 備品購入費 ()	333
			教育振興備品	333

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	222,965	278	223,243			
2 教育振興費	83,532	437	83,969			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
278				
278	11 需用費 1 消耗品費	124 124	2 学校運営に要する経費 ()	278
	18 備品購入費	154	(2) 学務課関係経費	278
			11 需用費 ()	124
			消耗品費	124
			18 備品購入費 ()	154
			学校管理備品	154
437				
437	11 需用費 1 消耗品費	64 64	1 教育振興に要する経費 (学 務 課)	437
	18 備品購入費	373	11 需用費 ()	64
			消耗品費	64
			18 備品購入費 ()	373
			教育振興備品	373

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公民館費	159,840	14,358	174,198			10,000
						10,000

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,358			
2,942	11 需用費 7 光熱水費	1,386 1,386	2 公民館維持管理に要する経費 (公 民 館) 12,942
	15 工事請負費	11,556	11 需 用 費 (1,386) 光 熱 水 費 1,386
	18 備品購入費	1,416	15 工事請負費 (11,556) 本町分館トイレ等改修工事
1,416			9 その他公民館事業に要する経 費 (公 民 館) 1,416
			18 備品購入費 (1,416) 一般機器類 128 維持管理機器類 1,288

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	54,898	4,477	59,375			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 4,477		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		31,380	12,397		115	43,892	7,174	51,066
	議 員	24	143,400		56,643			200,043	74,824	274,867
	その他	1,156	770,325					770,325	97,536	867,861
	計	1,183	913,725	31,380	69,040		115	1,014,260	179,534	1,193,794
補正前	長 等	3		31,380	12,397		115	43,892	7,174	51,066
	議 員	24	143,400		56,643			200,043	74,824	274,867
	その他	1,150	760,736					760,736	97,536	858,272
	計	1,177	904,136	31,380	69,040		115	1,004,671	179,534	1,184,205
比較	長 等									
	議 員									
	その他	6	9,589					9,589		9,589
	計	6	9,589					9,589		9,589

その他の手当では、通勤手当115千円である。

債務負担支出額の見込み及び年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額が翌年度以降にわたるものについての前年度末までの調書補正

(単位:千円)

事項	限度額	平成25年度		平成26年度以降の 支出予定金額	左の財源内訳			
		支出 期間	未 達金額		特定財源		その他	
					支出 期間	金額	国庫支出金	地方債
親子遊びひろば等運営委託料	23,105			23,105		20,349		2,756
ファミリー・サポート・センター運営委託料	9,590			9,590		4,932		4,658
学童保育所運営委託料	129,000			129,000		79,266		49,734

地方債の前前年度末における現在の見込み並びに前年度末及び平
 成26年度末における現在の見込みに関する調査補正

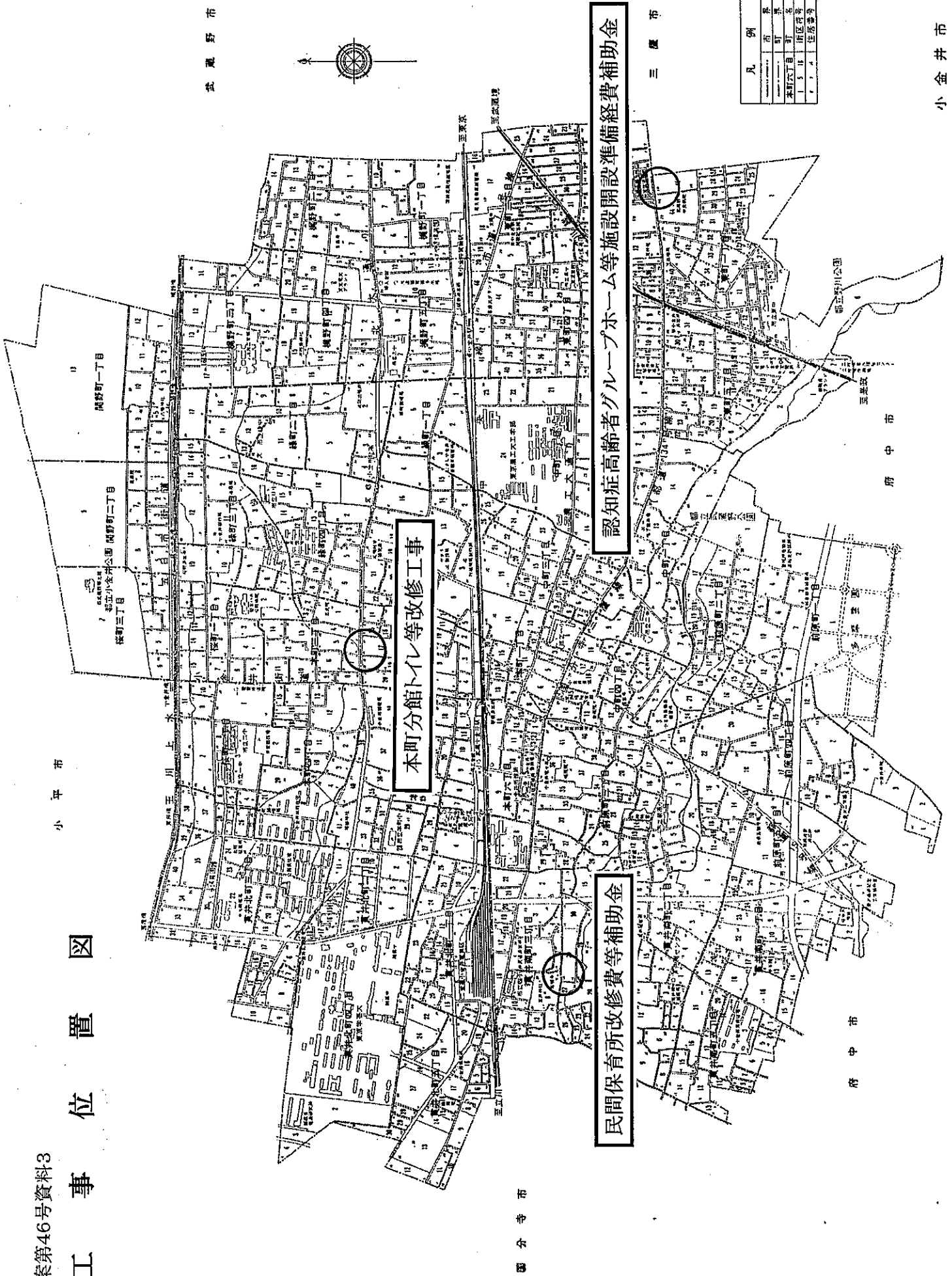
(単位:千円)

区 分	平成24年度末 現在高	平成25年度末 現在高	平成26年度		平成26年度 中起債 補正額	平成26年度 中起債 補正額	中 増 減		見 込 込 平成26年度中 元金償還見込額	平成26年度末		補正後の額	補正後の額
			平成26年度 前額の額	平成26年度 中の額			増 込 額	減 額		補正前の額	補正額		
2 その他の	12,959,404	12,371,450	590,000	△ 400,000	190,000	1,278,448	11,683,002	△ 400,000	11,283,002		11,283,002		
(3) 臨時財政対策債	10,259,685	10,234,926	590,000	△ 400,000	190,000	710,441	10,114,485	△ 400,000	9,714,485		9,714,485		
合 計	30,582,698	30,480,765	918,200	△ 400,000	518,200	2,599,002	28,799,963	△ 400,000	28,399,963		28,399,963		

平成26年度 基金現在高調

NO	基金名	区分	平成25年度末現在高当(A)	平成26年度算第1回6月	算第3回9月	補正額(C)	平定額計取(D)	平成26年度平定額(E)	平成26年度末現在高見込額(F)-(A)+(D)-(E)
1	財政調整基金	元金 利息 計	1,222,935		420,000	420,000	420,000	400,000	
					17	17	291	50,000	
					420,017	420,017	420,291	450,000	1,193,226
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,408				3		
							3		9,411
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	499,738				14		
					14	14	131		
							131		499,869
4	地域福祉基金	元金 利息 計	326,377	12,969		12,969	12,969	2,500	
					28	28	38		
					12,969	12,969	13,007	2,500	336,884
5	環境基金	元金 利息 計	1,659,125		200,000	200,000	400,000	93,400	
							482		
					200,000	200,000	400,482	93,400	1,966,207
6	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,026				1		
							1		3,027
7	みどり公園基金	元金 利息 計	80,236		13	13	13	32,324	
							29		
					13	13	42	32,324	47,954
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	52,159				3,143	1,800	
							21		
							3,164	1,800	53,523
9	教育施設整備基金	元金 利息 計	4,641				44,653	1,829	
							3		
							44,656	1,829	47,468
10	土地開発基金	元金 利息 計	65				1		
							1		66
合	計	元金 利息 計	3,857,710	12,969	620,013	632,982	860,778	531,853	
					59	59	1,000	50,000	
					620,072	633,041	881,778	581,853	4,157,635

工事位置図



凡 例	
○	市 界
□	町 界
△	本町六丁目
▽	折区等
◇	庄区等

議案第47号

平成26年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第4回)

平成26年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）

平成26年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,954千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,675,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月1日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 2,866,680	千円 △8,492	千円 2,858,188
	1 国民健康保険税	2,866,680	△8,492	2,858,188
3 国庫支出金		1,997,806	2,538	2,000,344
	2 国庫補助金	25,001	2,538	27,539
歳 入 合 計		10,681,850	△5,954	10,675,896

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 165,457	千円 2,538	千円 167,995
	1 総 務 管 理 費	130,043	2,538	132,581
11 諸 支 出 金		14,140	8,358	22,498
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	14,140	8,358	22,498
12 予 備 費		58,969	△8,358	50,611
	1 予 備 費	58,969	△8,358	50,611
13 繰 上 充 用 金		140,000	△8,492	131,508
	1 繰 上 充 用 金	140,000	△8,492	131,508
歳 出 合 計		10,681,850	△5,954	10,675,896

議案第 47 号資料

平成 26 年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第 4 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 2,866,680	千円 △8,492	千円 2,858,188
	1 国民健康保険税	2,866,680	△8,492	2,858,188
3 国庫支出金		1,997,806	2,538	2,000,344
	2 国庫補助金	25,001	2,538	27,539
歳入合計		10,681,850	△5,954	10,675,896

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 165,457	千円 2,538	千円 167,995
	1 総 務 管 理 費	130,043	2,538	132,581
11 諸 支 出 金		14,140	8,358	22,498
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	14,140	8,358	22,498
12 予 備 費		58,969	△8,358	50,611
	1 予 備 費	58,969	△8,358	50,611
13 繰 上 充 用 金		140,000	△8,492	131,508
	1 繰 上 充 用 金	140,000	△8,492	131,508
歳 出 合 計		10,681,850	△5,954	10,675,896

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 2,538	千円	千円	千円
2,538			
			8,358
			8,358
			△8,358
			△8,358
			△8,492
			△8,492
2,538			△8,492

2 歳 入

款 1 国民健康保険税

項 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 2,669,460	△ 千円 8,272	千円 2,661,188	4 医療給付費分滞納繰越分	△ 千円 4,754
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△ 千円 2,703
				6 介護納付金分滞納繰越分	△ 千円 815
2 退職被保険者等国民健康保険税	197,220	△ 220	197,000	4 医療給付費分滞納繰越分	△ 122
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△ 62
				6 介護納付金分滞納繰越分	△ 36

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整交付金	千円 25,001	千円 2,538	千円 27,539	1 財政調整交付金	千円 2,538

説	明	千円
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	4,754
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	2,703
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	815
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	122
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	62
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △	36

説	明	千円
2 特別調整交付金 (国民健康保険法第72条)	(保険年金課)	2,538

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	127,245	2,538	129,783	2,538		
				2,538		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	2,538	3 国民健康保険システムに要する経費 (保険年金課) 2,538 13 委託料 (2,538) 国民健康保険システム修正委託料 (高額療養費等改正対応分) 2,538

款 11 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	1	8,358	8,359			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
8,358			
8,358	23 償還金利子及び割引料	8,358	1 交付金等の返還金 (保 険 年 金 課) 8,358
			23 償還金利子及び割引料 (8,358)
			交付金等の返還金 8,358

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	58,969	△ 8,358	50,611			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8,358			

款 13 繰上充用金

項 1 繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰上充用金	140,000	△ 8,492	131,508			

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
△ 8,492				
△ 8,492	22	補償補填及び賠償金	△ 8,492	
			1	平成25年度歳入不足額補填金 (保険年金課) △ 8,492
			22	補償補填及び賠償金 (△ 8,492)
				平成25年度歳入不足額補填金 △ 8,492

議案第48号

平成26年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

平成26年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

平成26年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ95,686千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,554,049千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月1日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,595,072	千円 1,442	千円 1,596,514
	2 国庫補助金	346,774	1,442	348,216
5 都支出金		1,064,552	720	1,065,272
	2 都補助金	28,226	720	28,946
8 繰入金		1,304,699	61	1,304,760
	1 一般会計繰入金	1,159,217	61	1,159,278
9 繰越金		1	93,463	93,464
	1 繰越金	1	93,463	93,464
歳入合計		7,458,363	95,686	7,554,049

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		千円 169	千円 23,946	千円 24,115
	1 基金積立金	169	23,946	24,115
7 諸支出金		6,678	65,081	71,759
	1 償還金及び還付金	6,678	65,081	71,759
8 予備費		2,964	6,659	9,623
	1 予備費	2,964	6,659	9,623
歳出合計		7,458,363	95,686	7,554,049

議案第48号資料

平成 2 6 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		千円 1,595,072	千円 1,442	千円 1,596,514
	2国庫補助金	346,774	1,442	348,216
5都支出金		1,064,552	720	1,065,272
	2都補助金	28,226	720	28,946
8繰入金		1,304,699	61	1,304,760
	1一般会計繰入金	1,159,217	61	1,159,278
9繰越金		1	93,463	93,464
	1繰越金	1	93,463	93,464
歳入合計		7,458,363	95,686	7,554,049

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		千円 169	千円 23,946	千円 24,115
	1 基金積立金	169	23,946	24,115
7 諸支出金		6,678	65,081	71,759
	1 償還金及び還付金	6,678	65,081	71,759
8 予備費		2,964	6,659	9,623
	1 予備費	2,964	6,659	9,623
歳出合計		7,458,363	95,686	7,554,049

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 2,162	千円	千円 21,784	千円
2,162		21,784	
		65,020	61
		65,020	61
		6,659	
		6,659	
2,162		93,463	61

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	千円 38,324	千円 1,442	千円 39,766	2 過年度分	千円 1,442

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	千円 19,162	千円 720	千円 19,882	2 過年度分	千円 720

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 その他一般会計繰入金	千円 252,289	千円 61	千円 252,350	1 職員給与費等繰入金	千円 61

款 9 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 1	千円 93,463	千円 93,464	1 前年度繰越金	千円 93,463

説	明	千円
1 過年度分 (介護保険法第122条の2第2項)	(介護福祉課)	1,442

説	明	千円
1 過年度分 (介護保険法第123条第4項)	(介護福祉課)	720

説	明	千円
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課)	61

説	明	千円
1 前年度繰越金	(介護福祉課)	93,463

3 歳 出

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	169	23,946	24,115	2,162		21,784
				2,162		21,784

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	25 積立金	23,946	1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) 23,946
			25 積立金 (23,946) 介護給付費準備基金積立金 (積立元金) 23,946

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	6,667	△ 1,524	5,143			△ 1,524
						△ 1,524
2 第1号被保険者保険料還付加算金	10	61	71			
3 償還金	1	66,544	66,545			66,544
						66,544

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	23 償還金利息及び割引料	△ 1,524	1 保険料等の還付に要する経費 (介護福祉課) △ 1,524
			23 償還金利息及び割引料 (△ 1,524) 第1号被保険者保険料還付金 △ 1,524
61			
61	23 償還金利息及び割引料	61	1 保険料等の還付加算金に要する経費 (介護福祉課) 61
			23 償還金利息及び割引料 (61) 第1号被保険者保険料還付加算金 61
	23 償還金利息及び割引料	66,544	1 交付金等の返還金 (介護福祉課) 66,544
			23 償還金利息及び割引料 (66,544) 平成25年度介護給付費国庫負担金返還金 32,805 平成25年度介護給付費支払基金交付金返還金 6,190 平成25年度介護給付費都負担金返還金 27,068 平成25年度地域支援事業費支払基金交付金返還金 481

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	2,964	6,659	9,623			6,659

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円

議案第49号

平成26年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第1回)

平成26年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成26年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,983千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,421,933千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月1日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 10,248	千円 10,249
	1 繰越金	1	10,248	10,249
5 諸収入		62,293	4,735	67,028
	2 償還金及び還付加算金	2,510	4,735	7,245
歳入合計		2,406,950	14,983	2,421,933

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,302,553	千円 3,825	千円 2,306,378
	1 広域連合納付金	2,302,553	3,825	2,306,378
5 諸支出金		2,510	7,970	10,480
	1 償還金及び還付加算金	2,510	3,231	5,741
	2 繰出金	0	4,739	4,739
6 予備費		3	3,188	3,191
	1 予備費	3	3,188	3,191
歳出合計		2,406,950	14,983	2,421,933

議案第49号資料

平成 26 年 度

小 金 井 市

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 1 回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 10,248	千円 10,249
	1 繰越金	1	10,248	10,249
5 諸収入		62,293	4,735	67,028
	2 償還金及び還付加算金	2,510	4,735	7,245
歳入合計		2,406,950	14,983	2,421,933

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,302,553	千円 3,825	千円 2,306,378
	1 広域連合納付金	2,302,553	3,825	2,306,378
5 諸支出金		2,510	7,970	10,480
	1 償還金及び還付加算金	2,510	3,231	5,741
	2 繰出金	0	4,739	4,739
6 予備費		3	3,188	3,191
	1 予備費	3	3,188	3,191
歳出合計		2,406,950	14,983	2,421,933

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			3,825
			3,825
		4,735	3,235
			3,231
		4,735	4
			3,188
			3,188
		4,735	10,248

2 歳入

款 4 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 10,248	千円 10,249	1 前年度繰越金	千円 10,248

款 5 諸収入

項 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 償還金及び 還付加算金	千円 2,510	千円 4,735	千円 7,245	1 保険料還付金	千円 3,685
				3 葬祭費還付金	1,050

説	明	千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	10,248

説	明	千円
2 保険料未収金補填分負担金償還金	(保険年金課)	3,685
1 葬祭費負担金償還金	(保険年金課)	1,050

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,302,553	3,825	2,306,378			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,825			
3,825	19 負担金補助及び交付金	3,825	1 広域連合分賦金に要する経費（保 険 年 金 課） 3,825
			19 負担金補助及び交付金 (3,825)
			保険料等負担金（過年度分） 3,825

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	2,510	3,231	5,741			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,231			
3,231	23 償還金利子及び割引料	3,231	1 償還金及び還付加算金 (保険年金課) 3,231
			23 償還金利子及び割引料 (3,231)
			償還金及び還付加算金 2,181
			平成25年度葬祭費受託事業収入返還金 1,050

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰出金	0	4,739	4,739			4,735
						4,735

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4			
4	28 繰出金	4,739	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 4,739
			28 繰出金 (4,739) 一般会計繰出金 4,739

款 6 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	3	3,188	3,191			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 3,188		千円	千円

議案第50号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員益田あゆみが平成26年9月12日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市前原町四丁目18番21号

氏 名 益 田 あ ゆ み

生年月日 昭和48年1月24日

職 業 税理士

議案第50号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市前原町四丁目18番21号

氏 名 ^{ます} ^だ 益 田 あ ゆ み

生年月日 昭和48年1月24日

学 歴

平成3年3月 東京都立第五商業高等学校卒業

職 歴

平成3年4月 小田急バス株式会社入社
平成5年6月 同社退社
平成9年9月 佐藤克治税理士事務所入社
平成11年12月 同社退社
平成12年5月 ソフトバンク・インベストメント株式会社入社
平成14年8月 同社退社
平成15年9月 Aizawa & Associates CPA入社
平成17年10月 同社退社
平成17年12月 SMIC パートナース入社
平成19年1月 同社退社
平成19年7月 益田あゆみ税理士事務所開設
平成22年6月 小金井市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至る。

そ の 他

平成15年12月 税理士資格取得

賞 罰

な し

議案第51号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律等の公布及び施行に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事務所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第21条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第22条第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

第51条第2項中「施行地に」の次に「本店もしくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第54条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第70条及び第72条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第101条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第101条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

付則第8条中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

付則第10条から第12条までを次のように改める。

第10条から第12条まで 削除

付則第16条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

付則第17条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第18条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

付則第18条の2に次の1項を加える。

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

付則第19条に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第40条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

付則第43条第1項中「第18条及び第20条」を「第18条第1項及び第2項並びに第20条」に改める。

付則第45条第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続もしくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

付則第54条第1項を次のように改める。

第69条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第69条中「公益社団法人もしくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人もしくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

付則第54条第2項を削る。

付則第54条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

付則第55条から第56条までを削り、付則第57条を付則第55条とし、付則第58条を付則第56条とし、付則第59条を付則第57条とする。

(小金井市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小金井市市税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中付則第10条第4項及び第11条第4項の改正規定を削る。

第2条のうち付則第44条第2項の改正規定中「租税特別措置法」を「第37条の第10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

第2条中付則第53条の改正規定の次に次のように加える。

付則第54条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

付則第1条第1号中「及び」を「、第2条中付則第52条及び第54条の2の改正規定並びに」に改め、同条第3号中「第10条第4項、第11条第4項、」を削り、「及び第51条から第53条まで」を「並びに第51条及び第53条」に改める。

付則第2条第3項中「第10条、第11条、」を削り、「、第44条及び第52条」を「及び第44条」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第21条及び第22条第1項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中付則第8条及び第45条第2項の改正規定、付則第55条から第56条までを削る改正規定並びに付則第57条を付則第55条とし、付則第58条を付則第56条とし、付則第59条を付則第57条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中第101条の改正規定並びに付則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第17条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中第13条、第51条、第54条第1項及び付則第17条の改正規定並びに次条第5項、付則第5条及び第6条（新条例付則第17条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中付則第43条第1項の改正規定及び次条第4項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中第70条及び第72条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第8条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第45条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例付則第43条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事

業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 6 新条例第21条及び第22条第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第18条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例付則第18条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第18条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第18条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第19条第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第101条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例付則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税につ

いて適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第17条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第101条及び新条例付則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第101条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第17条の表以外の部分	第101条	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条
新条例付則第17条の表第101条第2号アの項	第101条第2号ア	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第51号資料1

小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）等の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「令」とは地方税法施行令を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 第1条による改正内容

- (1) 法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、規定の整備を行う（法人市民税関係。法第294条、条例第13条、条例第51条、条例第54条）。
- (2) 法人市民税の税率を現行の14.7%から12.1%とし、特例税率を現行の12.3%から9.7%とする（法人市民税関係。法第314条の4、条例第21条、条例第22条）。
- (3) 小規模保育事業、認定こども園、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を新設する（固定資産税関係。法第348条、令第49条の15、条例第70条、条例第72条）。
- (4) 軽自動車税の税率について、ア及びイの措置を講ずることとした。
 - ア 原動機付自転車及び二輪車の税率を約1.5倍に引き上げる。
 - イ 軽四輪車等及び小型特殊自動車の税率を自家用乗用車及び農耕作業用小型特殊自動車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げる。

（軽自動車税関係。法第444条、条例第101条）
- (5) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を平成30年度まで延長する（市民税関係。法附則第6条、条例付則第16条）。
- (6) 最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、税率の概ね20%の重課を平成28年度分から導入する（軽自動車税関係。法附則第30条、条例付則第17条）。
- (7) 水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液の処理施設に対し、適用する課税標準額の特例の割合を3分の1と定める（固定資産税関係。法附則第15条、条例付

則第18条の2第1項)。

- (8) 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設及び土壌汚染対策防止法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に対し、適用する課税標準額の特例の割合を2分の1と定める(固定資産税関係。法附則第15条、条例付則第18条の2第2項、同条第3項)。
- (9) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げるノンフロン製品に対し、適用する課税標準額の特例を新設し、当該特例の割合を4分の3と定める(固定資産税関係。法附則第15条、条例付則第18条の2第5項)。
- (10) 住宅以外の大規模建築物等のうち、耐震診断の実施及び所管行政庁への報告の義務付け等により耐震改修工事を実施した家屋に対し、税額の減額措置を新設する(固定資産税関係。法附則第15条の10、条例付則第19条第10項)。
- (11) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を平成29年度まで延長する(市民税関係。法附則第34条の2、条例付則第40条)。
- (12) 旧民法第34条の法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設の非課税の措置を廃止する(固定資産税関係。法附則第41条、条例付則第54条、条例付則第54条の2)。
- (13) その他所要の規定の整備を行う。

3 第2条による改正内容

法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第21条及び第22条第1項の改正規定及び5(1)カの規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中付則第8条及び第45条第2項の改正規定、付則第55条から第56条までを削る改正規定並びに付則第57条を付則第55条とし、付則第58条を付則第56条とし、付則第59条を付則第57条とする改正規定並びに5(1)イ及びウの規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中第101条の改正規定並びに付則第4条及び第6条(第1条の規定に

よる改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第17条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中第13条、第51条、第54条第1項及び付則第17条の改正規定並びに5(1)オ、付則第5条及び第6条（新条例付則第17条に係る部分に限る。）

の規定 平成28年4月1日

(5) 第1条中付則第43条第1項の改正規定及び5(1)エの規定 平成29年1月1日

(6) 第1条中第70条及び第72条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（付則第1条）

5 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 新条例付則第8条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

ウ 新条例付則第45条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

エ 新条例付則第43条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

オ カに定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、4(4)に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

カ 新条例第21条及び第22条第1項の規定は、4(1)に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従

前の例による。

(付則第2条)

(2) 固定資産税に関する経過措置

- ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- イ 新条例付則第18条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- ウ 新条例付則第18条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- エ 新条例付則第18条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- オ 新条例付則第18条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- カ 新条例付則第19条第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(付則第3条)

(3) 軽自動車税に関する経過措置

- ア 新条例第101条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- イ 新条例付則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- ウ 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付則第17条の規定の適用につ

いては、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

エ 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第101条及び新条例付則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第101条 第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第17条の表以外の部分	第101条	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条
新条例付則第17条の表第101条第2号アの項	第101条第2号ア	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(付則第4条から第6条までの規定)

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(市民税の納税義務者等) 第13条 省略</p>	<p>(市民税の納税義務者等) 第13条 省略</p>	
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(法人税割の税率) 第21条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(法人等の市民税の課税の特例) 第22条 前条の規定にかかわらず、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するものに対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>12.1分の2.4</u>の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 省略 (法人の市民税の申告納付) 第51条 省略</p> <p>2 法の施行地に本店もしくは主たる事務所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところ</p>	<p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(法人税割の税率) 第21条 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>(法人等の市民税の課税の特例) 第22条 前条の規定にかかわらず、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するものに対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>14.7分の2.4</u>の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 省略 (法人の市民税の申告納付) 第51条 省略</p> <p>2 法の施行地に主たる事務所を有する法人又は外国法人税等</p>	<p>法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備</p>
<p>2 法の施行地に本店もしくは主たる事務所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところ</p>	<p>2 法の施行地に主たる事務所を有する法人又は外国法人税等</p>	<p>地方法人税創設に伴う法人税割の税率の引下げ</p>

<p>より、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>8条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 } 省略 4</p>	<p>3 } 省略 4</p>
<p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第54条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額について、当該法人税額について、同法第75条の2第7項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。</p>	<p>5 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第54条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額について、当該法人税額について、同法第75条の2第7項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。</p>
<p>6 } 省略</p>	<p>6 } 省略</p>
<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第54条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間その適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に当り、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第54条 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間その適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に当り、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>2 } 省略 告</p>	<p>2 } 省略 告</p>
<p>第70条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産</p>	<p>第70条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産</p>

が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合は、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならぬ。

(1) } 省略
(6)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第72条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第101条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のも又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超え0.12リットル以下のもの又は定格出力が0.8キロワットを超え、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの(を除く。)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの(を除く。)) 年額3,700円

が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合は、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならぬ。

(1) } 省略
(6)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第72条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第101条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のも又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額1,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額1,200円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超え0.12リットル以下のもの又は定格出力が0.8キロワットを超え、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの(を除く。)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの(を除く。)) 年額2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車
 ア 軽自動車
 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3, 600円
 三輪のもの 年額 3, 900円
 四輪以上のもの
 乗用のもの
 営業用 年額 6, 900円
 自家用 年額 10, 800円
 貨物用のもの
 営業用 年額 3, 800円
 自家用 年額 5, 000円
 専ら雪上を走行するもの 年額 3, 600円
 イ 小型特殊自動車
 農耕作業用のもの 年額 2, 400円
 その他のもの 年額 5, 900円
 (3) 二輪の小型自動車 年額 6, 000円

付 則
 (公益法人等に係る市民税の課税の特例)
 第8条 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。
 第10条から第12条まで 削除

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車
 ア 軽自動車
 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2, 400円
 三輪のもの 年額 3, 100円
 四輪以上のもの
 乗用のもの
 営業用 年額 5, 500円
 自家用 年額 7, 200円
 貨物用のもの
 営業用 年額 3, 000円
 自家用 年額 4, 000円
 専ら雪上を走行するもの 年額 2, 400円
 イ 小型特殊自動車
 農耕作業用のもの 年額 1, 600円
 その他のもの 年額 4, 700円
 (3) 二輪の小型自動車 年額 4, 000円

付 則
 (公益法人等に係る市民税の課税の特例)
 第8条 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。
 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
 第10条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて

- 「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の第29条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるまでに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る付則第39条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。
- 4 付則第38条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定

の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）とし、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第39条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第42条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第50条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第29条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失もしくは雑損失の金額又は付則第11条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第30条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）と、「又は第2項から第4項まで」とあるのは「第2項もしくは第3項又は付則第11条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「又は第2項から第4項まで」とあるのは「第2項もしくは第3項又は付則第11条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第11条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該

規定の削除

納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2. 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3. 所得割の納税義務者の前年前3年内の年において生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る付則第39条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第42条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4. 付則第38条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第38条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第4

3条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第39条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第42条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第43条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第50条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5. 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第29条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失もしくは雑損失の金額又は付則第11条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第30条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第2項から第4項まで」とあるのは「第2項もしくは第3項又は付則第11条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「又は第2項から第4項まで」とあるのは「第2項もしくは第3項又は付則第11条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」として適用される前条第4項」とする。

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）

第12条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第19条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2. 前項前段の場合において、第19条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定す

規定の削除

る親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第16条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書を送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 } 省略
3 }

第17条 削除

軽自動車税の税率の特例規定の新設

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第16条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書を送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 } 省略
3 }

（軽自動車税の税率の特例）

第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

5,000円	6,000円
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	
第18条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	
2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	
4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	
5 法附則第15条第3項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第19条 省略	省略
2	}
9	}
10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が合附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。	
(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称	
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	
(4) 耐震改修が完了した年月日	
(5) 施行規則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用	
(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出す	

(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)

第18条の2

法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 省略

2 }
9 }

省略

公害防止施設に係る特例割合の設定

ノンフロン製品に係る特例割合の新設

耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る税額の減額措置の新設

る場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第40条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) } 省略
(2) }

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第18条第1項及び第20条並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第40条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) } 省略
(2) }

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略

注 平成25年条例第38号により、平成29年1月1日から施行

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第18条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該

規定の整備

分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 省略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第45条 省略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続もしくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を所得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第43条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第54条 第69条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用す

一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 省略

注 平成22年条例第20号により、平成27年1月1日から施行（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第45条 省略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、前項及び付則第43条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

規定の整備

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第54条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る非課税措置を廃止するに止ることによる第69条の規定の適用については、同条中「公益社団法人もしくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人もしくは公益財団法人（法の規定の整備

る。この場合において、第6.9条中「公益社団法人もしくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第4.1条第3項に規定する一般社団法人もしくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

第5.4条の2 法附則第4.1条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第4.1条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第4.1条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第4.1条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第4.1条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) }
(4) }
(5) }

省略

附則第4.1条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）とする。

2 第6.9条の規定は、法附則第4.1条第1.1項第1号から第5号まで非課税措置を廃止することによるに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第6.9条中「公益社団法人もしくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第4.1条第1.1項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第5.4条の2 法附則第4.1条第1.5項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第4.1条第1.5項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第4.1条第1.5項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第4.1条第1.5項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第4.1条第1.5項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) }
(4) }
(5) }

省略

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第5.5条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4.2条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第3.14条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第1.9条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分

規定の削除

当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第19条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする法令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長規定の特例）

第55条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡を言う。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、付則第39条、附則第40条、附則第41条又は附則第42条の規定を適用する。

付則第39条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） 租税特別措置法第31条第1項
付則第40条第3項	同法第31条第1項 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2もしくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
付則第41条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
付則第42条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） 租税特別措置法第32条第1項
2	その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことにより、被災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時点までの期間に当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に	

に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第39条、附則第40条、附則第41条又は附則第42条の規定を適用する。

3. 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例)
例) 規定の削除

第56条 所得割の納税義務者が前年度の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第14条及び付則第14条の2の規定の適用については、付則第14条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第14条の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「附則第45条第4項の規定

により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における付則第14条及び第14条の2の規定の適用については、付則第14条第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第14条の2第1項中適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第57条 省略

（東日本大震災に係る平成23年度分軽自動車税の減免の特例）

第58条 省略

（個人の市民税の税率の特例）

第59条 省略

条の繰上げ

同上

同上

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第55条 省略

（東日本大震災に係る平成23年度分軽自動車税の減免の特例）

第56条 省略

（個人の市民税の税率の特例）

第57条 省略

付則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第21条及び第22条第1項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成26年10月1日

(2) 第1条中付則第8条及び第45条第2項の改正規定、付則第55条から第56条までを削る改正規定並びに付則第57条を付則第55条とし、付則第58条を付則第56条とし、付則第59条を付則第57条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定

- 平成27年1月1日
- (3) 第1条中第101条の改正規定並びに付則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)付則第17条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中第13条、第51条、第54条第1項及び付則第17条の改正規定並びに次条第5項、付則第5条及び第6条(新条例付則第17条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中付則第43条第1項の改正規定及び次条第4項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中第70条及び第72条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日(市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例付則第8条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第45条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例付則第43条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始した事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第21条及び第22条第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結

- 事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例付則第18条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例付則第18条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第18条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第18条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第19条第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 新条例第101条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 第5条 新条例付則第17条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例付

則第17条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第101条及び新条例付則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第101条 第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例付則第17 条の表以外の部分	第101条	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条
新条例付則第17 条の表第101条 第2号アの項	第101条第2号ア	平成26年改正条例付則第6条の規定により読み替えて適用される第101条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

小金井市市税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第38号）（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <p>付則第10条第4項及び第11条第4項中「付則第43条第1項又はは」を「付則第43条第1項、付則第44条第1項又はは」に、「株式等を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、第44条第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。</p> <p>省略</p> <p>付則第44条を次のように改める （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第44条 省略</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第43条第1項」とあるのは「付則第44条第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>省略</p> <p>付則第53条を次のように改める。</p> <p>第53条 削除</p> <p>付則第54条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条、第2条中付則第52条及び第54条の2の改正規定並びに次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>
<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>付則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条及び次条第1項の規定 平成28年1月1日</p>	<p>規定の整備</p>

<p>(2) 省略</p> <p>(3) 第2条中付則第15条、第37条、第43条から第49条まで並びに第51条及び第53条の改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 (経過措置)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新条例付則第15条、第37条、第43条及び第44条の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税については、平成28年度分までの個人による。なお、従前の例による。</p> <p>付則(抄) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。(以下省略)</p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 第2条中付則第10条第4項、第11条第4項、第15条、第37条、第43条、第44条及び第52条の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税については、平成28年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 新条例付則第10条、第11条、第15条、第37条、第43条、第44条及び第52条の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税については、平成28年度分までの個人による。</p>	<p>規定の整備</p>
---	---	--------------

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

	[]:制限税率
(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]	
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]	

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分に相当する規模の国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元

[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

軽自動車税の見直し(案)

- 原付(第444条第1項第1号)、軽二輪(第2号)及び小型二輪(第3号)

平成27年度分から、標準税率を約1.5倍(最低2,000円)に引上げ。

車種区分	標準税率	
	現行	改正案
原付	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円

- 軽自動車及び小型特殊自動車(第2号)

① 平成27年度分から、軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引上げ。

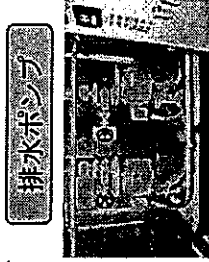
※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用(平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率のまま)。

② 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入。

車種区分	標準税率		重課税率(②)
	現行	改正案(①)	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	7,200円	12,900円
	貨物用	5,500円	8,200円
二輪(再掲)	自家用	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	4,500円
	2,400円	3,600円	-

わがまち特例の導入について【固定資産税】（案）

- 浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備に対して講じる特例措置（5年度分）を創設。



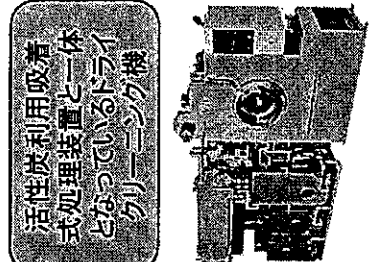
対象資産	特例率	参考
浸水防止用設備	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合	【具体的な対象資産】 止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機

- 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる特例措置（3年度分）を創設。



対象資産	特例率	参考
ノンフロ製品	3/4を参酌して2/3以上5/6以下で市町村の条例で定める割合	【具体的な対象資産】 CO2シヨークケース、空気冷凍システム

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備について、対象資産を一部見直し、一部わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。



対象資産	特例率	参考
①汚水又は廃液処理施設	1/3を参酌して1/6以上1/2以下で市町村の条例で定める割合(現行:1/3)	
②大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合(現行:1/2)	【具体的な対象資産】 テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置
③土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合(現行:1/2)	【具体的な対象資産】 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置

議案第52号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の公布及び施行に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例(平成20年条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第13条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項もしくは第33項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項もしくは第30項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第52号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市都市計画税条例をいう。）。

2 改正内容

平成26年度税制改正により、固定資産税等の課税標準の特例に関する規定が整備されたことに伴い、その所要の規定の整備を行う（法附則第15条、条例付則第13条）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する（付則第1条）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による（付則第2条）。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則</p> <p>第13条 法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項もしくは第30項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「もしくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則</p> <p>第13条 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項もしくは第33項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「もしくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>地方税法の改正に伴う規定の整備</p>

議案第 5 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

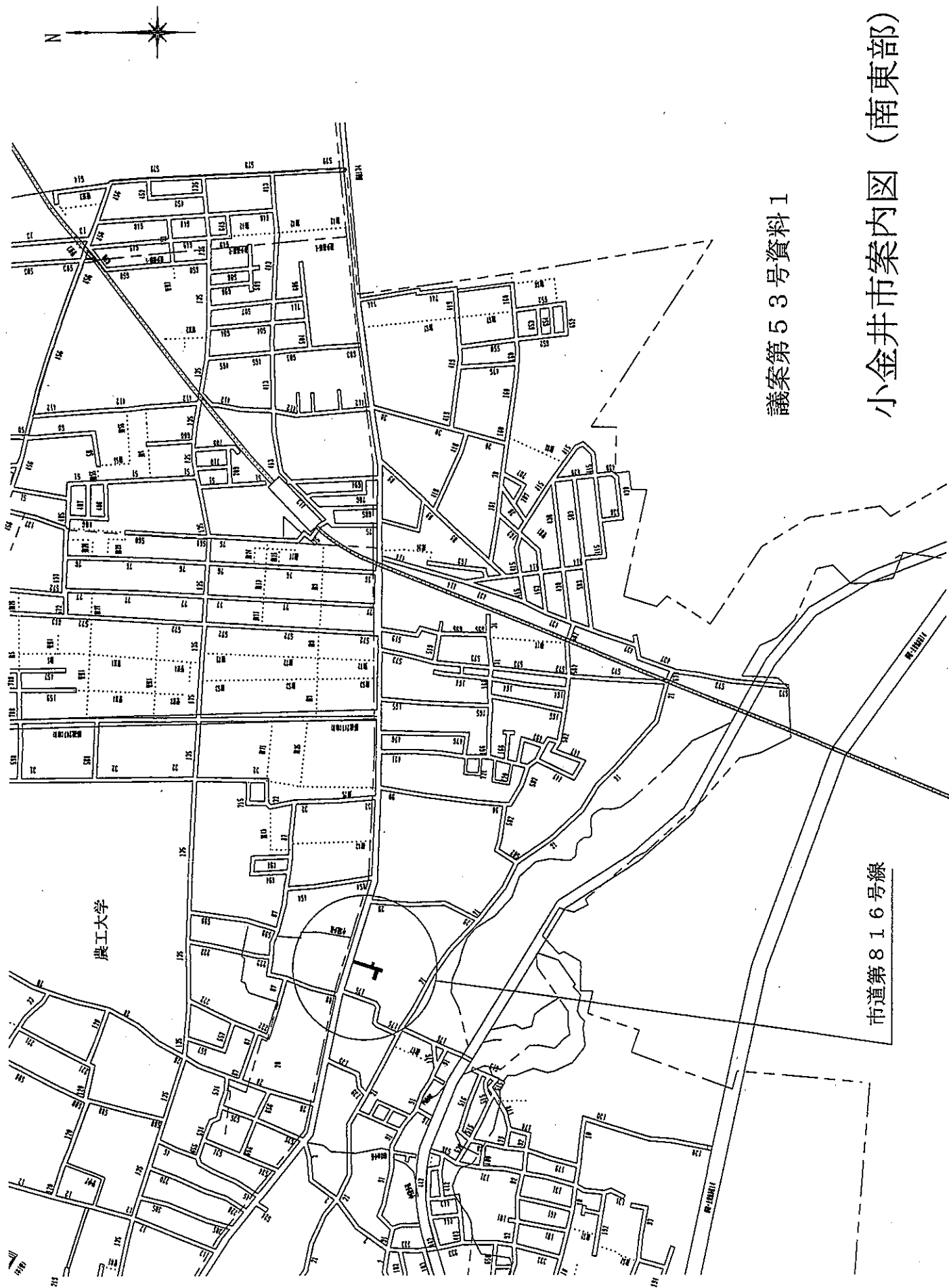
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
816	市道第 816 号線	中町一丁目 384 番 6 地先	中町一丁目 384 番 7 地先
817	市道第 817 号線	桜町二丁目 503 番 14 地先	桜町二丁目 503 番 5 地先

平成 2 6 年 9 月 1 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

（提案理由）

当該道路は、都市計画法第 2 9 条の開発行為により築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。



議案第53号資料1

小金井市案内図 (南東部)

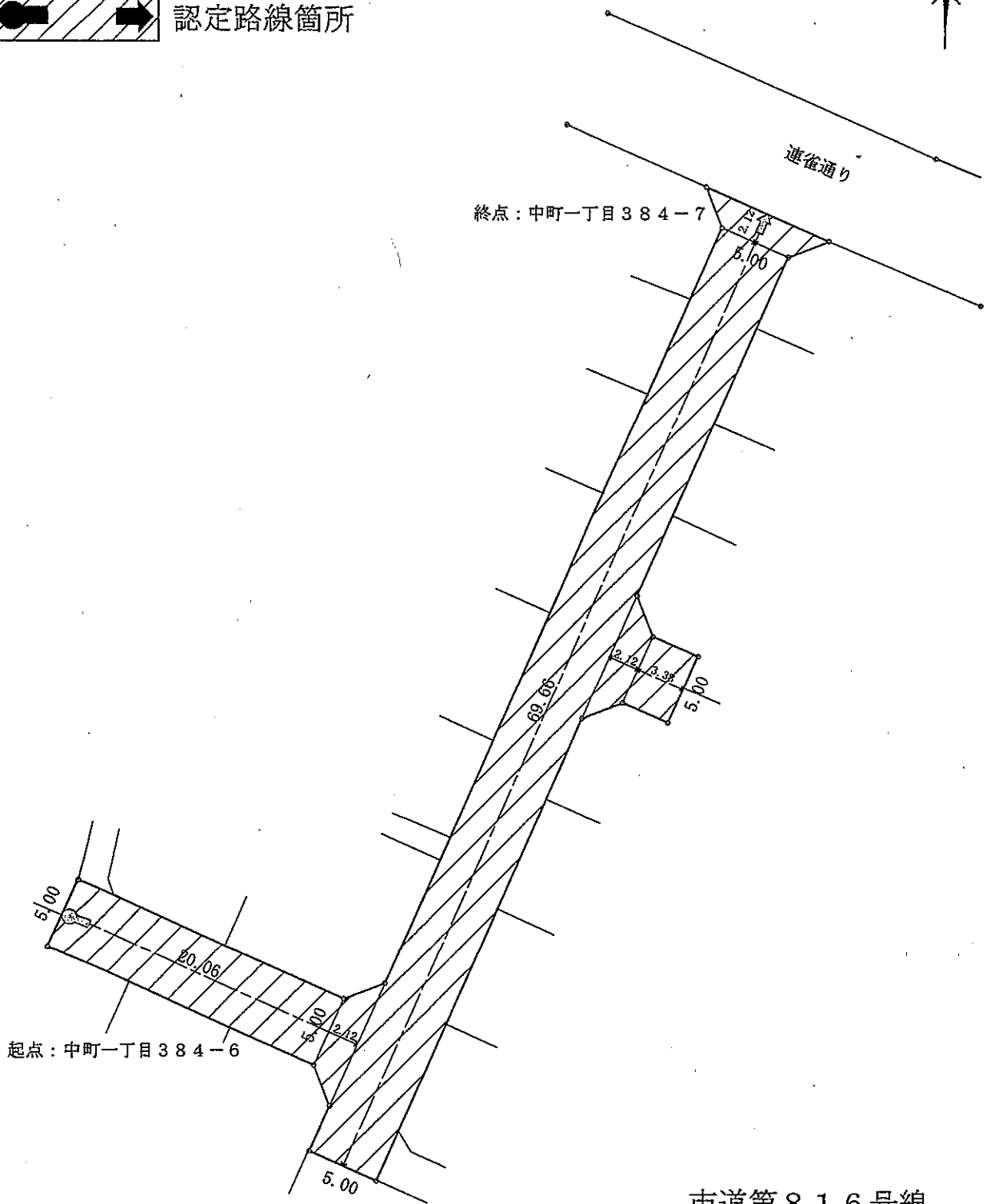
市道第816号線

市道路線認定見取図

凡 例

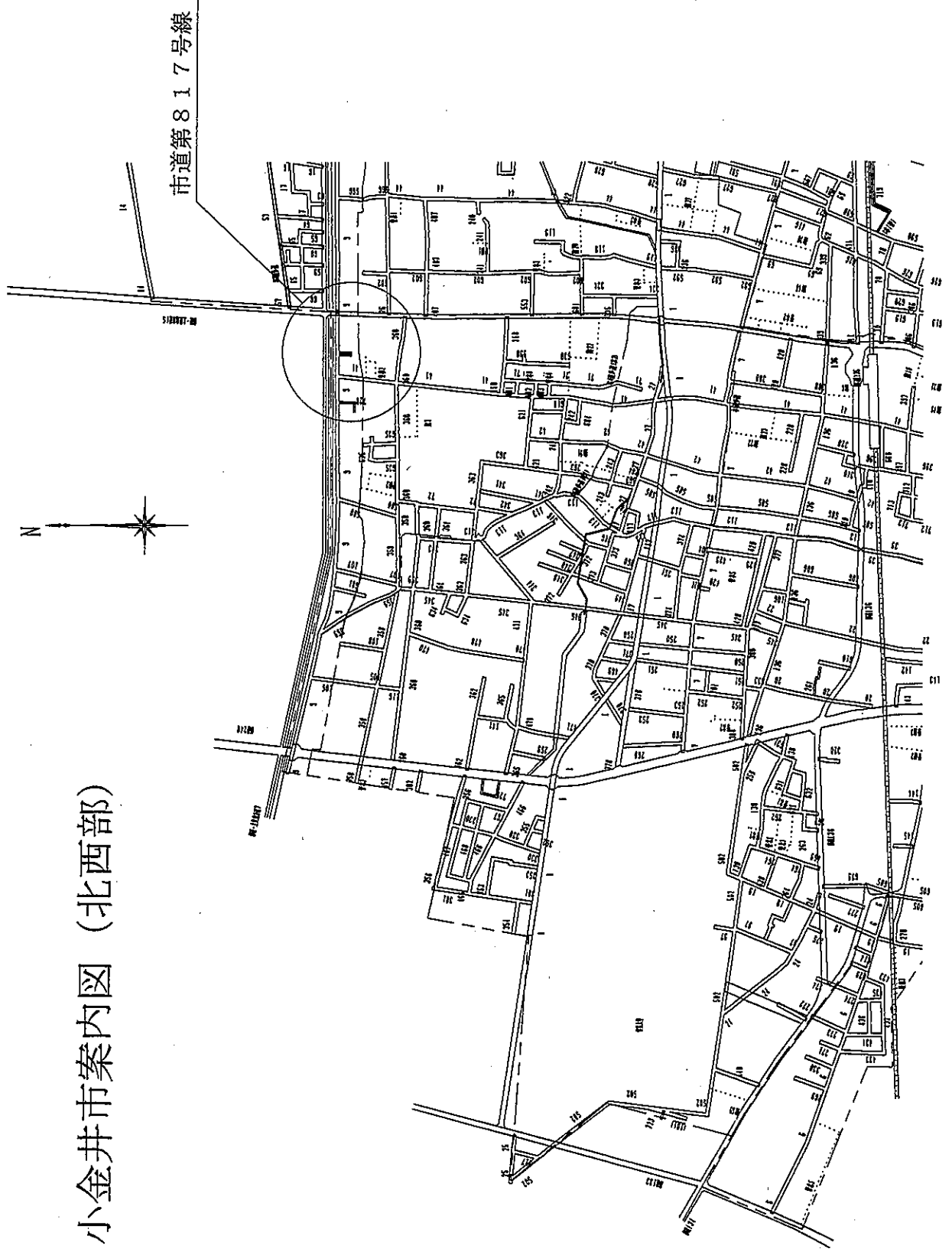


認定路線箇所



市道第 8 1 6 号線
幅員 5.00 m
延長 99.46 m

小金井市案内図 (北西部)

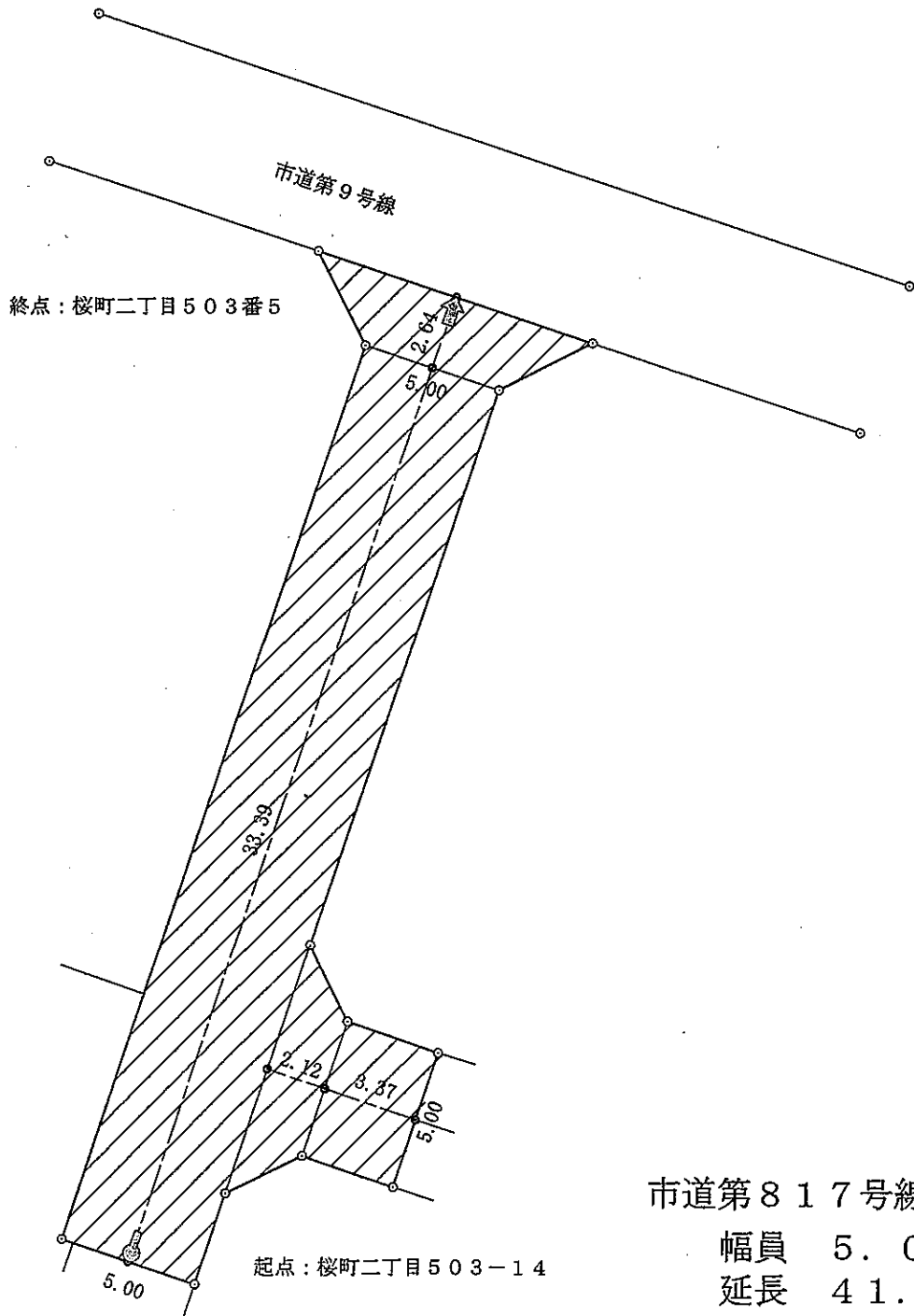
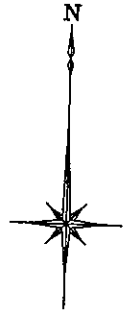


市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所



議案第 5 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
818	市道第 818 号線	貫井北町一丁目 646 番 3 地先	貫井北町一丁目 641 番 10 地先
819	市道第 819 号線	本町五丁目 1675 番 19 地先	本町五丁目 1819 番 12 地先

平成 2 6 年 9 月 1 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

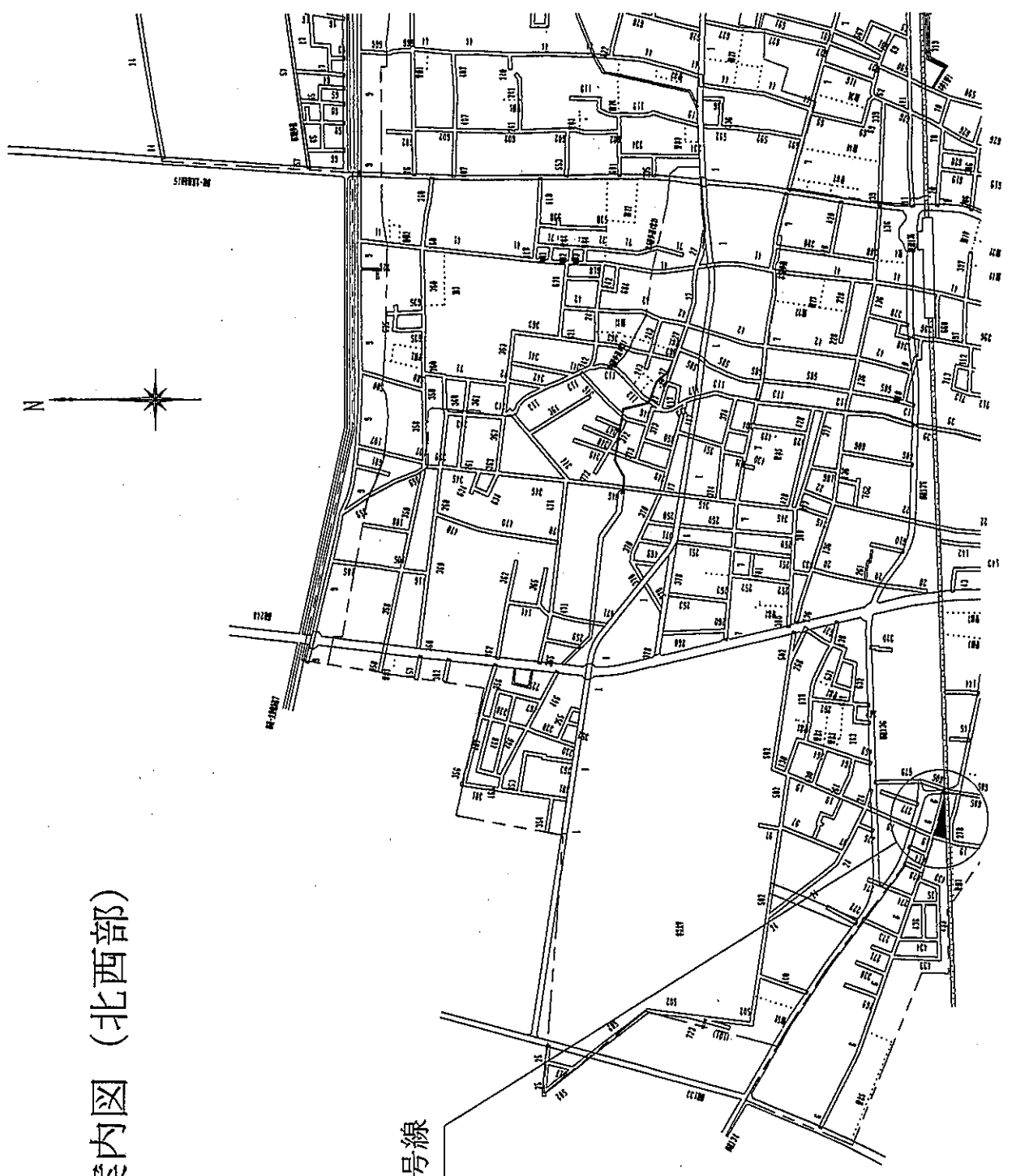
（提案理由）

当該道路は、J R 中央本線連続立体交差事業に伴い整備された側道用地を、東京都から譲渡を受けるに当たり新路線とするため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

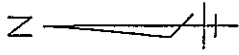
議案第54号資料1

小金井市案内図（北西部）

市道第818号線



市道路線認定見取図

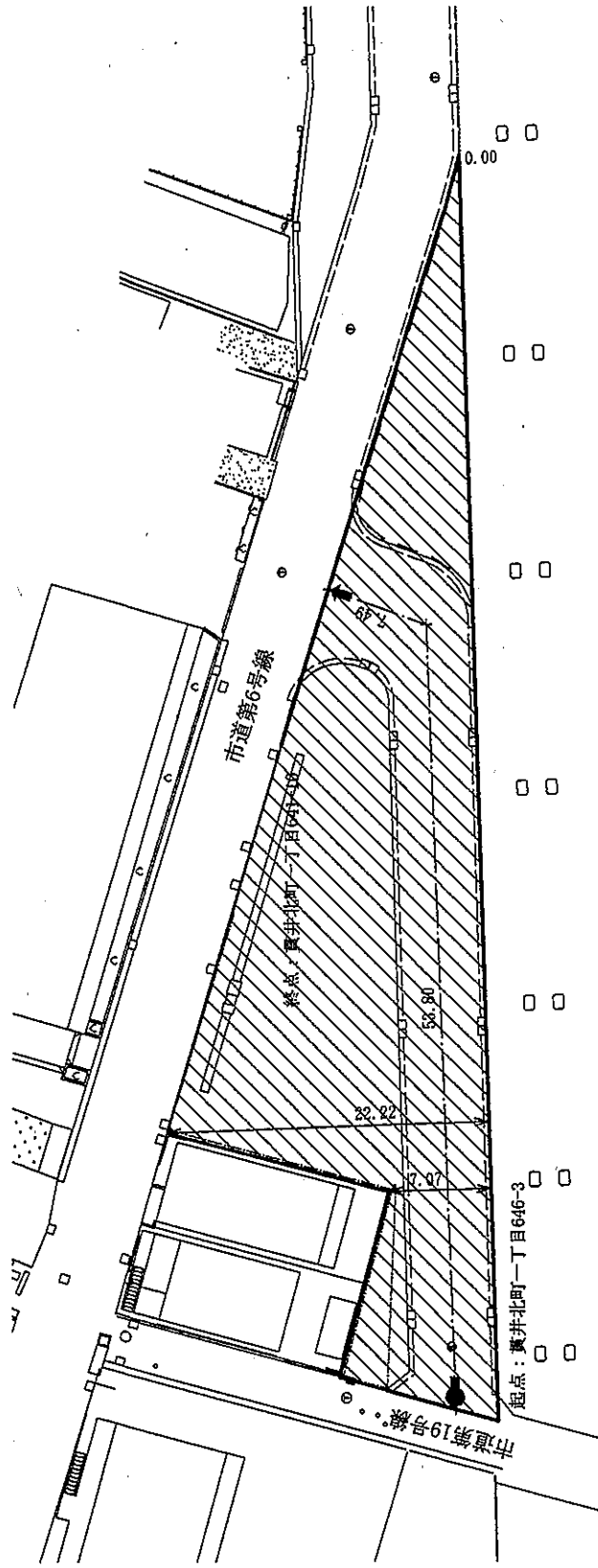


凡例



認定路線箇所

小金井市真井北町一丁目



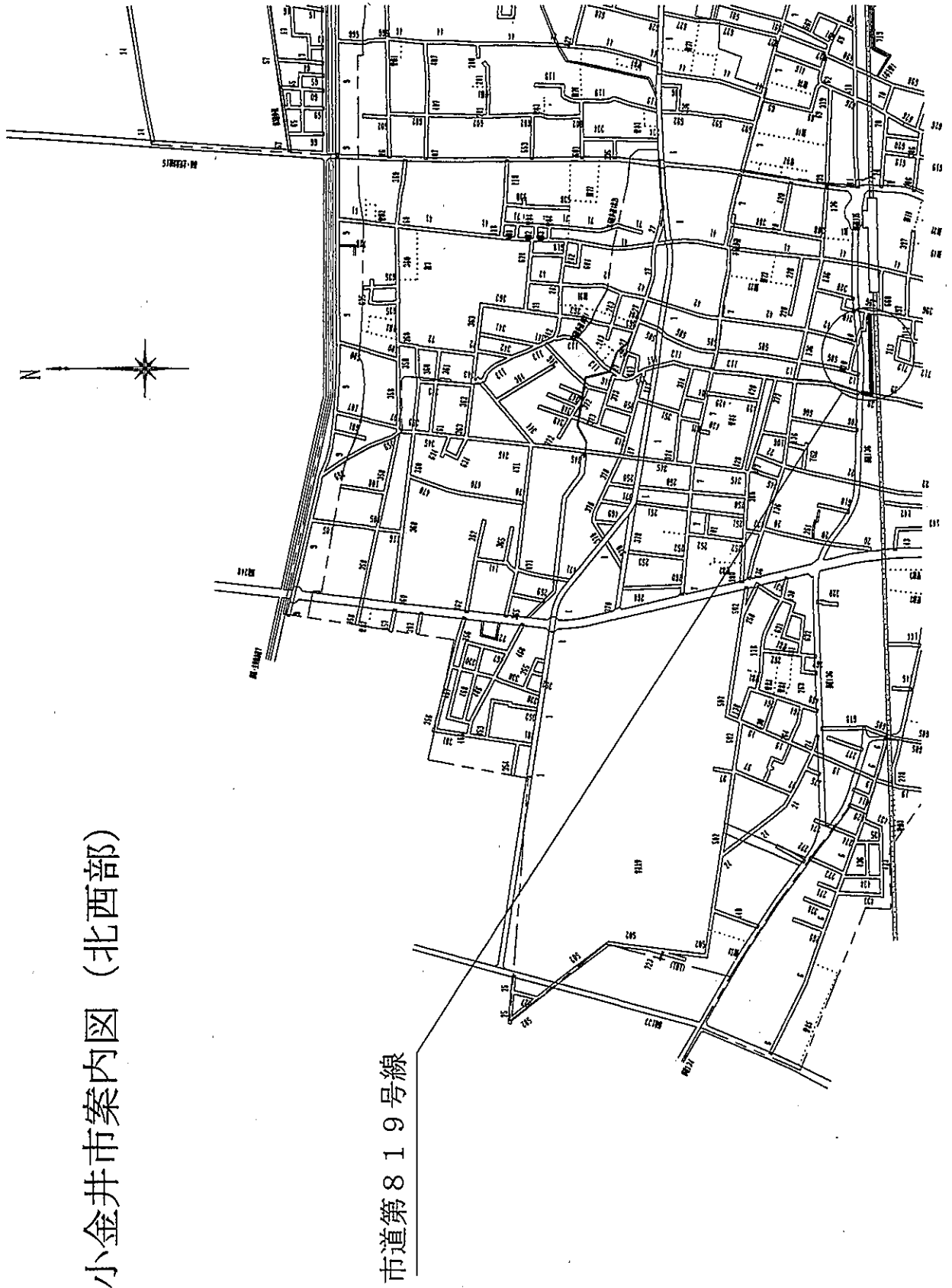
市道第818号線

幅員 0.00~22.22m

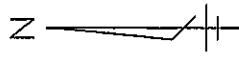
延長 61.29m

議案第54号資料3

小金井市案内図（北西部）



市道路線認定見取図

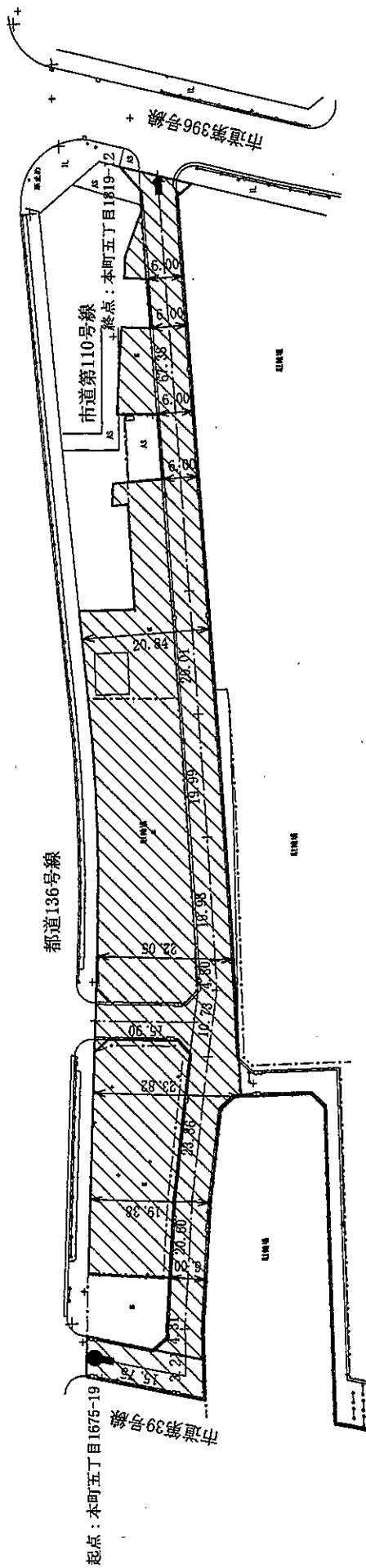


凡 例



認定路線箇所

小金井市本町五丁目



市道第819号線

幅員 6.00~23.82m

延長 226.02m

議案第 55 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のように変更する。

調 書

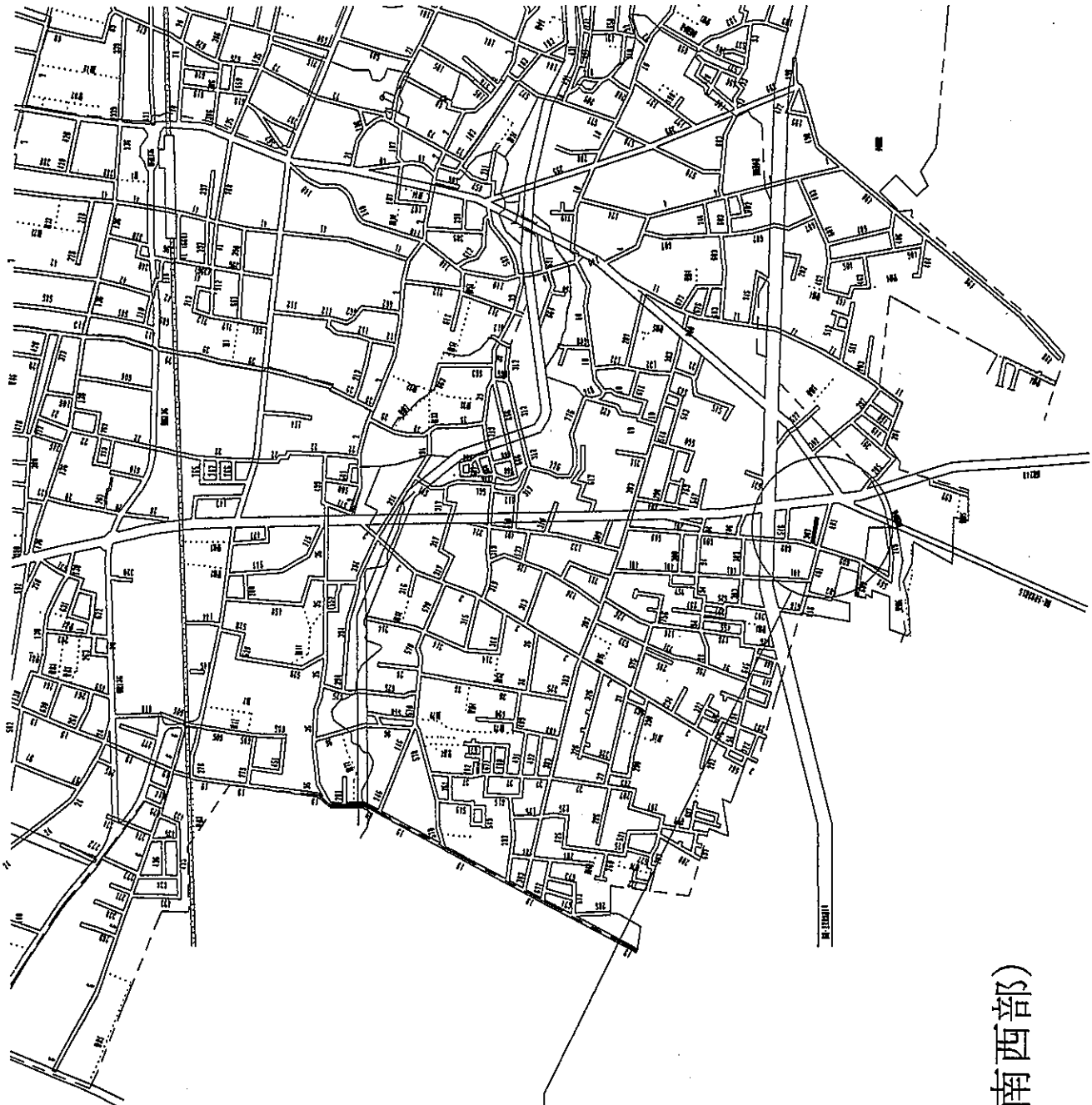
整理 番号	新旧別	路 線 名	起 点
			終 点
307	新	市道第 307 号線	貫井南町一丁目 28 番 2 地先
			貫井南町一丁目 7 番 2 地先
	旧	市道第 307 号線	貫井南町一丁目 28 番地先
			貫井南町一丁目 8 番地先

平成 26 年 9 月 1 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

（提案理由）

当該道路は、終点地隣接地権者への払下げに伴い、終点を変更するため、道路法第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。



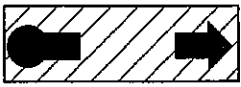
市道第307号線

議案第55号資料1

小金井市案内図（南西部）

市道路線變更見取図

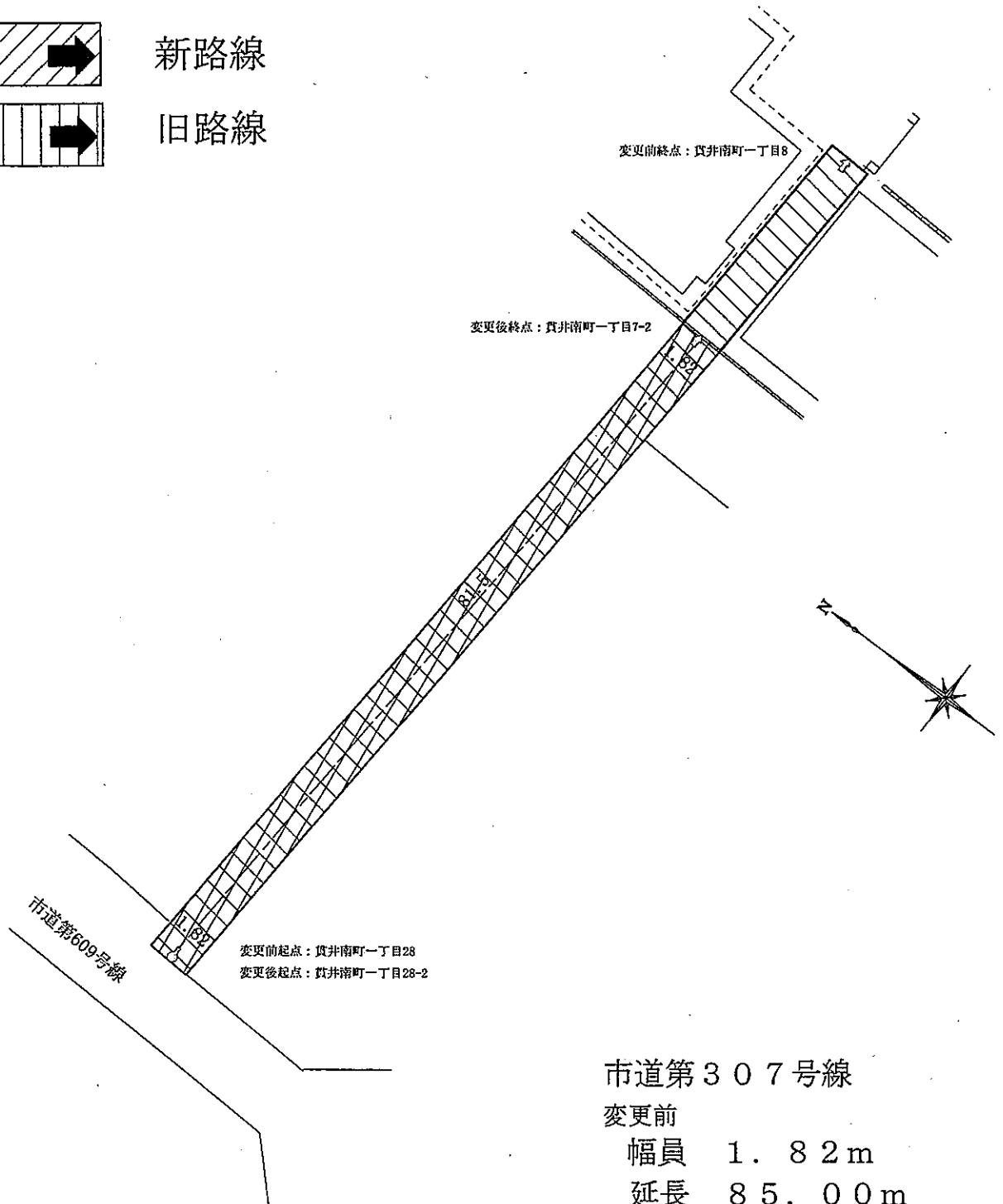
凡 例



新路線



旧路線



市道第 3 0 7 号線

変更前

幅員 1. 8 2 m

延長 8 5. 0 0 m

変更後

幅員 1. 8 2 m

延長 8 1. 5 0 m

議案第56号

小金井市民交流センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成26年9月1日提出

小金井市長 稲葉孝彦

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市民交流センター
位置 小金井市本町六丁目14番45号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 こがねいしてい共同事業体
所在地 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

（提案理由）

小金井市民交流センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

議案第56号資料1

こがねいしてい共同事業体の概要

1 共同事業体の代表者の名称及び所在地

野村不動産パートナーズ株式会社

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

2 共同事業体の構成団体の名称及び所在地

サントリーパブリシティサービス株式会社

東京都千代田区永田町二丁目13番5号

(登記簿上) 東京都港区元赤坂一丁目2番3号

3 共同事業体の代表者及び構成団体の概要

(1) 野村不動産パートナーズ株式会社

ア 設 立 昭和52年4月1日

イ 設 立 目 的 (1) 不動産の総合管理及び運營業務

(2) 不動産の管理等に関するコンサルタント業務

(3) 建物、建物附属設備、施設等の建築、修繕更新等に係る
工事の請負・設計・施工及びこれらのあっせん・助言

(4) 植栽等の造園工事の請負並びに監理及び施工

(5) 建物及び建物附属設備の管理業務における要員等の派遣

(6) 特定労働者派遣事業

(7) 建物内外の総合警備業

(8) 不動産の賃貸借、売買、仲介及びあっせん

(9) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

(10) ハウスクリーニング業マンション専有部分に係るサービ
ス業務

(11) クリーニング、引越等のサービス及び取次ぎ

(12) 家具、照明、インテリア用品等の販売及び配置並びにイ
ンテリアコーディネート業務

(13) 介護要員のあっせん及び紹介並びに介護用品の販売及び
リース

(14) 電気通信事業法による電気通信事業

	(ウ) 不動産の管理用品、一般日用雑貨・食料品、煙草・印紙・切手、清涼飲料等の販売
	(エ) (ウ)から(イ)までに附帯する一切の業務
ウ 資本金の額	100,000,000円
エ 売上高	71,846,924,000円(平成26年3月31日現在)
オ 従業員数	2,161人(平成26年7月1日現在)
カ 主な事業実績	小金井市民交流センター 国分寺市立いずみホール 東久留米市立生涯学習センター「まろにえホール」 中野区もみじ山文化センター「なかのZERO」 中野区野方区民ホール 中野区なかの芸能小劇場 西東京市保谷こもれびホール 台東区立浅草公会堂 狭山市市民交流センター 川崎市立川崎市民プラザ 東大和市民会館ハミングホール 大田区立図書館(2施設) 大田区立産業支援施設(5施設) 中央区立産業支援施設(1施設)

(2) サントリーパブリシティサービス株式会社

ア 設 立	昭和58年3月1日
イ 設 立 目 的	(ウ) 広告・広報業務の企画、代理、請負 (エ) ホール・博物館・美術館・図書館・会議場の企画、運営、管理 (イ) ホール・博物館・美術館・図書館・会議場の案内業務及びそれに関するコンサルタント業務 (ロ) パーティー・イベントの企画、運営 (ハ) ビジネスマナー・接遇の教育、食物・酒類に関するセミナーの運営 (ニ) 食料品及び日用雑貨品の企画、製造、販売 (ホ) 酒類の販売

- (イ) 労働者派遣事業
 - (ロ) 有料職業紹介事業
 - (ハ) コールセンター（電話による案内、チケット販売、取次ぎ等の業務）の企画、運営
 - (ニ) (イ)から(ハ)までに附帯する一切の業務
- ウ 資本金の額 100,000,000円
- エ 売上高 5,744,323,000円（平成25年12月31日現在）
- オ 従業員数 1,189人（平成26年6月1日現在）
- カ 主な事業実績 小金井市民交流センター
鎌倉芸術館
山口県民文化ホールいわくに「シンフォニア岩国」
江戸川区総合文化センター
大阪市中央公会堂
横浜市神奈川区民文化センター「かなつくホール」
岡崎市シビックセンター
山梨県立美術館、山梨県芸術の森公園及び山梨県立文学館
島根県立美術館
山口県立美術館
山口県立萩美術館・浦上記念館
東京文化会館
ミューザ川崎シンフォニーホール
神戸文化ホール
千代田区立図書館（1施設）
大阪市立生涯学習・男女共同参画施設等（3施設）

議案第56号資料2

指定管理者候補者の選定経過

- 1 公募の公表
市報5月1日号及び市ホームページで募集の公表
- 2 現地説明会の開催
平成26年6月10日（火）午前10時から市民交流センターで実施
- 3 質問書の受付
平成26年6月12日（木）及び6月13日（金）
- 4 質問書の回答
平成26年6月30日（月）に現地説明会参加者へEメールで回答
- 5 応募書類の提出
平成26年7月7日（月）から7月9日（水）まで
- 6 応募団体数及び団体名
2団体
- 7 指定管理者選定委員会
 - (1) 第1次審査 平成26年7月24日（木）2団体合格
 - (2) 第2次審査 平成26年7月30日（水）指定管理者候補者の選定
- 8 選定理由

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、こがねいしてい共同事業体が総合評価において第1位となり、指定管理者候補者として最適と判断した。

なお、以下の点が優れている。

- (1) 本施設を地域コミュニティの「新しい広場」として活用することが提案されており、市民が芸術に親しむとともに、市民の側から文化を発信する拠点となることが期待できること。
- (2) 同種施設の企画・運営に優れた実績があり、それを本市の文化・芸術活動に反映させることが期待できること。
- (3) 堅実な経営基盤があり、施設の継続的・安定的な運営が見込まれること。

また、今後以下の点を要望する。

- (1) 市民参加の他に、教育普及事業についても充実を図っていただきたい。
- (2) 舞台技術者には、熟練したスタッフを配置し、市民が継続的に安心して利用できるように配慮していただきたい。
- (3) ホームページのデザイン・内容を見直し、利用者の利便性を向上させていただきたい。

したがって、上記答申のとおり、こがねいしてい共同事業体を指定管理者候補者として決定した。

議案第56号資料3

1 指定管理者選定委員会第2次審査評価結果（指定管理者選定委員による評点結果）

評価項目	配点	指定管理者の候補者	
		第1位	第2位
		こがねいしてい 共同事業体	A
1 適正な管理運営の確保	60	42	43
1 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。			
2 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。			
3 個人情報保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。	60	50	46
4 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。			
5 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。			
6 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。	80	51	67
3 サービスの向上			
7 サービス向上を実現する具体的な計画があること。			
8 利用促進を図る具体的な計画があること。			
9 事業計画が施設の設置目的にかなっており、内容が適切であること。	100	70	66
10 施設の設備や機能を十分活用していること。			
4 安全で安定的な施設運営の継続的提供			
11 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。			
12 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。			
13 ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取組を行っていること。	100	71	69
14 事故の防止策がなされていること。			
15 災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。			
5 効率的な運営			
16 利用者要望の把握及びその対応策を講じていること。			
17 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。	400	284	291
18 収支の見込みが適正かつ実現可能であること。			
19 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。			
20 経費削減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。			
小計			

※ 評価結果は、4人の委員が100点満点で採点し、合計400点満点で比較した。

2 指定管理者選定委員会第2次審査評価結果（選定アドバイザーによる評点結果）

評価項目	配点	指定管理者の候補者	
		第1位	第2位
		こがねいしてい 共同事業体	A
1 基本的事項	40	33	28
1 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。			
2 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。			
3 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。			
4 類似事業での企画・制作・実施の経験が豊富であること。	50	39	32
2 芸術文化公演事業の具体的な業務			
5 芸術文化公演事業の提案内容が、全体として交流センターの目的・特性にあっていること。			
6 芸術文化公演事業の提案内容が、適切に幅広くバランスが取れていること。			
7 芸術文化公演事業の提案内容が、新しい発想・企画・着眼点に優れていること。			
8 芸術文化公演事業の提案内容が、実現性が高いこと。			
9 芸術文化公演事業の提案内容が、地域文化振興の実現が推進できる計画となっていること。	50	35	33
3 その他の具体的な業務			
10 市民が交流センターを身近に感じるための事業計画について			
11 市民と連携する創造創作事業及びその発信について			
12 貸館事業に関する取組計画について			
13 接客及びレセプション業務の計画について			
14 友の会の内容・ホームページ・定期広報誌などの業務の計画について	50	34	32
4 組織と運営方法			
15 施設、設備及び備品の保守管理の方針が、適切であること。			
16 館長、芸術監督並びにアートマネージャーの設置、役割及び想定人物が、適切であること。			
17 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。			
18 公演事業を支援する舞台関連の技術者の配置及び経験・技能が、優れていること。			
19 業務改善方策・環境対策などの計画及び個人情報保護・情報公開の考え方が、適切であること。	50	37	30
5 安定的な施設運営の継続性			
20 公演事業に関する料金設定や創作事業など市民負担の料金設定が、適切であること。			
21 公演事業に関する収支が、全体として実現可能であること。			
22 貸館における使用区分（貸出区分）及びその料金設定が、適切であること。			
23 年度ごとの収入の内訳が、実現可能であること。			
24 年度ごとの支出の内訳が、実現可能であること。			
小計	240	178	155

※ 評価結果は、2人の選定アドバイザーが120点満点で採点し、合計240点満点で比較した。

3 指定管理者選定委員及び選定アドバイザーによる評価点数の合計

	第1位	第2位
		こがねいしてい 共同事業体
指定管理者選定委員	284	291
選定アドバイザー	178	155
合 計	462	446

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成26年5月 1日から
平成26年7月31日まで

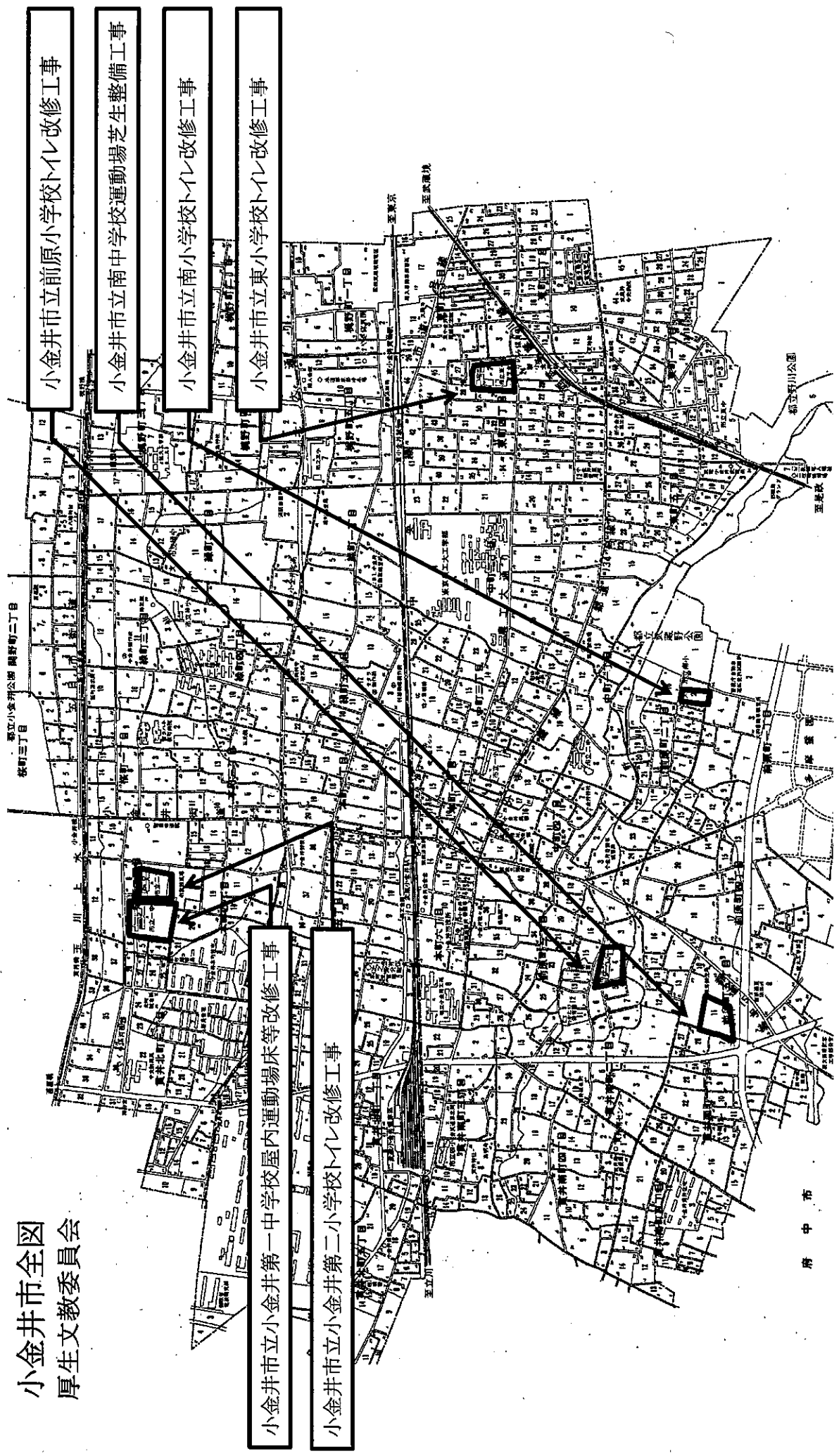
厚生文教委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 締結 業者 名	契約金額(円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	2131-0	平成26年6月4日	小金井市立南中学校運動場芝生整備工事 (株)府中植木	68,397,588	平成26年6月5日から 平成27年3月18日まで	1 工事概要 芝張り工事(約1,300㎡)、運動場 整備工事、散水設備工事、給 排水設備工事 敷地概要 (1) 校地面積 16,246㎡ (2) 運動場面積 7,553㎡	制限付一般 競争入札6 号	65
2	2673-0	平成26年6月20日	小金井市立東小学校トイレ改修工事 (株)鈴木工務店	10,584,000	平成26年6月23日から 平成26年9月2日まで	トイレ改修工事(約35㎡) 1 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 2 給排水衛生設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 3 電気設備工事 照明等改修	制限付一般 競争入札1 号	30
3	2676-0	平成26年6月20日	小金井市立南小学校トイレ改修工事 相沢建設(株)	13,662,000	平成26年6月23日から 平成26年9月2日まで	トイレ改修工事(約44㎡) 1 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 2 給排水衛生設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 3 電気設備工事 照明等改修	制限付一般 競争入札1 号	30
4	2907-0	平成26年6月27日	小金井市立小金井第一中学校屋内運動場床等改修 工事 関建設工業(株)	54,540,000	平成26年6月30日から 平成26年11月28日まで	1 床工事 (1) 床張替(鋼製床組、床金具、支柱等交 換共) 体育館アリーナ 861㎡ アイ 柔剣道場 404㎡ (2) 体育館スラージ補修(159㎡) 2 塗装等工事 (1) 一部手摺、鋼製建具塗装 (2) 建具金物交換、調整 (3) クロス張替 (4) 剣道防具棚交換	制限付一般 競争入札 (総合評価 方式)4号	5

5	2976-0	平成26年6月30日	小金井市立前原小学校トイレ改修工事 ----- 関建設工業 (株)	11,340,000	平成26年7月1日から 平成26年9月12日まで	トイレ改修工事 (約46㎡) 1 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 2 給排水衛生設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 3 電気設備工事 照明等改修	制限付一般 競争入札1 者	30
6	3001-0	平成26年6月30日	小金井市立小金井第二小学校トイレ改修工事 ----- (株) 昭和未来	13,500,000	平成26年7月1日から 平成26年9月9日まで	トイレ改修工事 (約42㎡) 1 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 2 給排水衛生設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 3 電気設備工事 照明等改修	制限付一般 競争入札1 者	30

進捗率は、平成26年8月1日現在

小金井市全図
厚生文教委員会



小金井市立前原小学校トイレ改修工事

小金井市立南中学校運動場芝生整備工事

小金井市立南小学校トイレ改修工事

小金井市立東小学校トイレ改修工事

小金井市立第一中学校屋内運動場床等改修工事

小金井市立第二小学校トイレ改修工事

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成26年5月 1日から
平成26年7月31日まで

建設環境委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 件 名	契約 業者 名	契約金額(円)	工 期	工 事 概 要	契約方法	進捗率(%)
1	2033-0	平成26年5月30日	玉川上水歩道橋撤去工事	関建設工業(株)	57,618,000	平成26年6月2日から 平成26年10月31日まで	撤去延長L=36.2m 階段撤去工 1式 上部撤去工 1式 下部撤去工 1式 樹木伐採工 1式	制限付一般 競争入札3 者	10
2	2036-0	平成26年5月30日	雨水浸透樹設置工事(その1)	金澤建設(株)	16,524,000	平成26年6月2日から 平成26年9月16日まで	L形雨水樹設置工 1式 雨水浸透管推進工 1式 取付管設置工 1式 付帯工 1式	指名競争入 札8者	60
3	2782-0	平成26年6月25日	都市計画道路3・4・1・2号線管きよ新設・取付 管等撤去工事	金澤建設(株)	15,336,000	平成26年6月26日から 平成26年9月4日まで	管きよ工 土留工 マンホール設置工 取付管及びびす工 付帯工	制限付一般 競争入札2 者	70

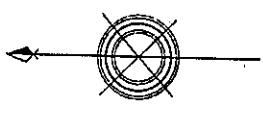
進捗率は、平成26年8月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

玉川上水歩道橋撤去工事

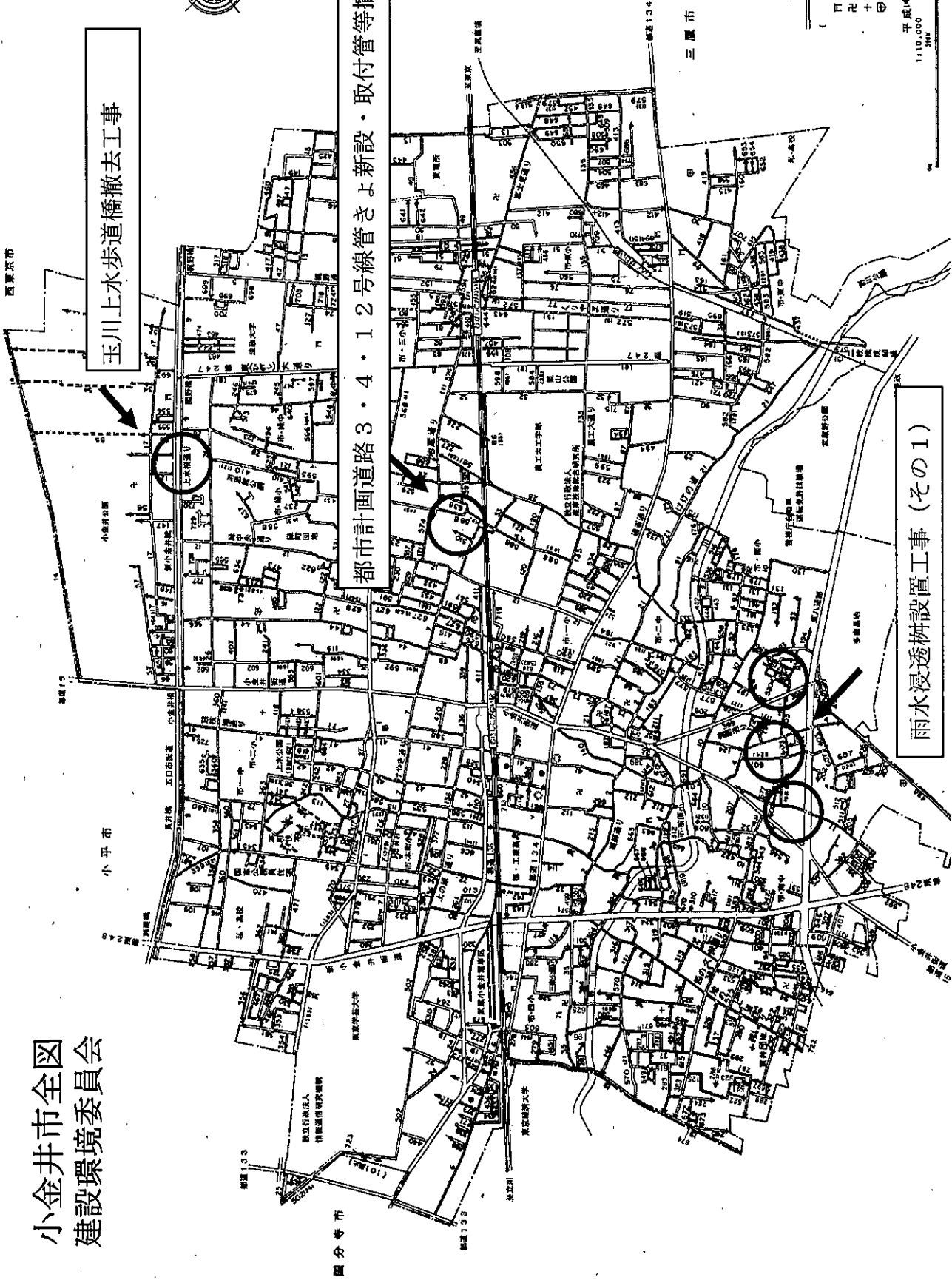
都市計画道路3・4・12号線管さよ新設・取付管等撤去工事

雨水浸透柵設置工事 (その1)



- 凡例
- 小金井市道
 - 旧路線番号
 - 社
 - 神
 - 仏
 - 教会
 - 病院
 - 院

平成4年4月1日現在
1:10,000



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成26年5月 1日から
平成26年7月31日まで

総務企画委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	3176-0	平成26年7月4日	耐震性貯水槽設置工事 金澤建設(株)	10,994,400	平成26年7月7日から 平成26年9月12日まで	耐震性貯水槽の設置 1 内容積 60 m ³ 2 潜函工法	制限付一般 競争入札2 者	55

進捗率は、平成26年8月1日現在

小金井市全図
総務企画委員会



耐震性貯水槽設置工事

府中市